

第七十一回国会 衆議院 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第三十五号

昭和四十八年七月六日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 佐野 憲治君
理事 菅波 茂君
理事 林 義郎君
理事 島本 虎三君
小澤 太郎君
村田敬次郎君
土井たか子君
木下 元二君
小宮 武喜君

出席國務大臣

國務大臣 三木 武夫君
(環境庁長官)

出席政府委員

内閣官房副長官 山下 元利君
防衛庁参事官 長坂 強君
防衛施設庁長官 高松 敬治君
防衛施設庁施設部長 平井 啓一君
環境庁長官官房長 城戸 謙次君
環境庁企画調整局長 船後 正道君
環境庁自然保護局長 首尾木 一君
環境庁大気保全局長 山形 操六君
環境庁水質保全局長 岡安 誠君
厚生省環境衛生局長 浦田 純一君
通商産業省公害保安局参事官 田中 芳秋君
通商産業省化学工業局長 齋藤 太一君
運輸省港湾局長 岡部 保君

委員外の出席者

経済企画庁総合計画局電源開発官 伊藤 謙一君
厚生省環境衛生局食品衛生課長 三浦 大助君
林野庁指導部長 松形 祐亮君
水産庁研究開発部長 松下 友成君
通商産業省化学工業局化学肥料第二課長 大津 寛男君
通商産業省公益事業局技術長 和田 文夫君
労働省労働基準局補償課長 山口 全君
労働省労働基準局安全衛生部計画課長 倉橋 義定君
特別委員会調査室長 綿貫 敏行君

委員の異動

七月六日
辞任 岩垂寿喜男君
補欠選任 吉田 法晴君
同日 岩垂寿喜男君
補欠選任 吉田 法晴君
辞任 吉田 法晴君
補欠選任 岩垂寿喜男君

七月四日

公害健康被害補償法案(内閣提出第二二三号)
同日 日光国立公園尾瀬地区の自然保護に関する請願(山口鶴男君紹介)(第八〇二二号)
東京湾の埋立て中止による干潟の保全に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第八二二九号)
同(八百板正君紹介)(第八一三〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公聴会開会承認要求に関する件

参考人出席要求に関する件

公害健康被害補償法案(内閣提出第二二三号)

富士地域環境保全整備特別措置法案(内閣提出第一一五号)

公害対策並びに環境保全に関する件(大気汚染及び水質汚濁対策等)

○佐野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の公害健康被害補償法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。三木環境庁長官。

公害健康被害補償法案
公害健康被害補償法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 補償給付

第一節 通則(第三条―第十八条)

第二節 療養の給付及び療養費(第十九条―第二十四条)

第三節 障害補償費(第二十五条―第二十八条)

第四節 遺族補償費及び遺族補償一時金(第二十九条―第三十八条)

第五節 児童補償手当、療養手当及び葬祭料(第三十九条―第四十一条)

第六節 補償給付の制限等(第四十二条―第四十四条)

第七節 公害健康被害認定審査会(第四十五条)

第一章 総則

第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気

汚染その他の公害による健康被害の防止及び被害の救済並びに環境の保全に関する事項を定めることと

し、その旨を定むる。

第二章 補償給付

第一節 通則

第三条 本法において「被害者」とは、本法第二条第一項に規定する公害健康被害に

係る者であつて、本法第三条第一項に規定する要件を満たすものをいう。

第四条 本法において「補償給付」とは、本法第二章に規定する給付をいう。

第五条 本法において「療養費」とは、本法第二十九条に規定する療養費をいう。

第三章 公害健康被害補償事業(第四十六条)

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び財源(第四十七条―第五十一条)

第二節 汚染負荷量賦課金(第五十二条―第六十一条)

第三節 特定賦課金(第六十二条―第六十七条)

第五章 公害健康被害補償協会

第一節 総則(第六十八條―第七十三條)

第二節 役員及び職員(第七十四條―第八十四條)

第三節 評議員会(第八十五條―第八十七條)

第四節 業務(第八十八條―第九十一条)

第五節 財務及び会計(第九十二條―第一百条)

第六節 監督(第一百一条・第一百二条)

第七節 補則(第一百三條―第一百五條)

第六章 不服申立て

第一節 認定又は補償給付の支給に関する処分に対する不服申立て(第一百六条―第一百八条)

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審査請求(第一百九条・第一百十條)

第三節 公害健康被害補償不服審査会

第一節 設置及び組織(第一百十一條―第一百二十五條)

第二節 審査請求の手續(第一百二十六條―第一百三十五條)

第七章 雑則(第一百三六條―第一百四四條)

第八章 罰則(第一百四五條―第一百五十條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気

汚染その他の公害による健康被害の防止及び被害の救済並びに環境の保全に関する事項を定めることと

し、その旨を定むる。

第二章 補償給付

第一節 通則

第三条 本法において「被害者」とは、本法第二条第一項に規定する公害健康被害に

係る者であつて、本法第三条第一項に規定する要件を満たすものをいう。

第四条 本法において「補償給付」とは、本法第二章に規定する給付をいう。

第五条 本法において「療養費」とは、本法第二十九条に規定する療養費をいう。

第六章 不服申立て

第一節 認定又は補償給付の支給に関する処分に対する不服申立て(第一百六条―第一百八条)

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審査請求(第一百九条・第一百十條)

第三節 公害健康被害補償不服審査会

第一節 設置及び組織(第一百十一條―第一百二十五條)

第二節 審査請求の手續(第一百二十六條―第一百三十五條)

第七章 雑則(第一百三六條―第一百四四條)

第八章 罰則(第一百四五條―第一百五十條)

汚染又は水質の汚濁（水底の底質が悪化するこ
とを含む。以下同じ。）の影響による健康被害に
係る損害を填補するための補償を行なうことと
に、被害者の福祉に必要な事業を行なうことに
より、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な
保護を図ることを目的とする。

（地域及び疾病の指定）

第二条 この法律において「第一種地域」とは、事
業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にお
ける著しい大気汚染が生じ、その影響による
疾病（次項に規定する疾病を除く。）が多発し
て、当該地域として政令で定める地域をいう。

2 この法律において「第二種地域」とは、事業活
動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる
著しい大気汚染又は水質汚濁が生じ、その影
響により、当該大気汚染又は水質汚濁の汚濁の
原因である物質との関係が一般的に明らかであ
り、かつ、当該物質によらなければかかると
ない疾病が多発している地域として政令で定
める地域をいう。

3 前二項の政令においては、あわせて前二項の
疾病を定めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定に基づく政令
の制定又は改廃の立案をしようとするときは、
中央公害対策審議会並びに関係都道府県知事及
び関係市町村長の意見をきかなければならな
い。

第二章 補償給付

第一節 通則

（補償給付の種類等）

第三条 第一条に規定する健康被害に対する補償
のため支給されるこの法律による給付（以下
「補償給付」という。）は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付及び療養費
- 二 障害補償費
- 三 遺族補償費
- 四 遺族補償一時金
- 五 児童補償手当
- 六 療養手当

七 葬祭料

2 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる補償
給付は、月を単位として支給するものとし、そ
の支払は、定期的に行なう。

（認定等）

第四条 第一種地域の全部又は一部を管轄する都
道府県知事は、当該第一種地域につき第二号第
三項の規定により定められた疾病にかかつてい
る者認められる者で次の各号の一に該当するも
のの申請に基づき、当該疾病が当該第一種地域
における大気汚染の影響によるものである旨の
認定を行なう。この場合においては、当該疾
病にかかつていると認められるかどうかについ
ては、公害健康被害認定審査会の意見をきかな
ければならない。

一 申請の当時当該第一種地域の区域内に住所
を有しており、かつ、申請の時まで引き続き
当該第一種地域の区域内に住所を有した期間
（当該第一種地域につき第二号第三項の規定
により定められた疾病と同一の疾病が同項の
規定により定められた他の第一種地域の区域
内に住所を有した期間を含む。以下この項に
おいて同じ。）が疾病の種類に応じて政令で定
める期間以上であり、又は申請の時まで引き
続く疾病の種類に応じて政令で定める期間内
において当該第一種地域の区域内に住所を有
した期間が疾病の種類に応じて政令で定める
期間以上である者

二 申請の当時一日のうち政令で定める時間
（以下この条において「指定時間」という。）以
上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごす
ことが常態であり、かつ、申請の時まで引き
続き一日のうち指定時間以上の時間を当該第
一種地域の区域内で過ごすことが常態であつ
た期間（一日のうち指定時間以上の時間を当
該第一種地域につき第二号第三項の規定によ
り定められた疾病と同一の疾病が同項の規定
により定められた他の第一種地域の区域内で
過ごすことが常態であつた期間を含む。以下

この項において同じ。）が疾病の種類に応じて
政令で定める期間以上であり、又は申請の時
まで引き続き疾病の種類に応じて政令で定め
る期間内において一日のうち指定時間以上の
時間を当該第一種地域の区域内で過ごすこと
が常態であつた期間が疾病の種類に応じて政
令で定める期間以上である者

三 前二号に該当する者を除き、申請の当時、
当該第一種地域の区域内に住所を有してお
り、又は指定時間以上の時間を当該第一種地
域の区域内で過ごすことが常態であり、か
つ、当該第一種地域の区域内に住所を有した
期間と指定時間以上の時間を当該第一種地域
の区域内で過ごすことが常態であつた期間と
が、政令で定めるところにより、疾病の種類
に応じて算定した期間以上である者

2 第二種地域の全部又は一部を管轄する都道府
県知事は、当該第二種地域につき第二号第三項
の規定により定められた疾病にかかつていると
認められる者の申請に基づき、当該疾病が当該
第二種地域に係る大気汚染又は水質汚濁の汚
染によるものである旨の認定を行なう。前項
後段の規定は、この場合について準用する。

3 第一種地域又は第二種地域の全部又は一部が
政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の
区域内にある場合には、その区域については、
第一項又は前項の規定による都道府県知事の権
限は、当該市の長が行なう。

4 都道府県知事（前項の政令で定める市にあつ
ては、当該市の長とする。第四十五条から第四
十八条まで及び第四十三条を除き、以下同
じ。）は、第一項又は第二項の認定（第六項、第
十三条第二項、第四十九条第一項及び第二項、
第五十二条第一項、第六十二条第一項並びに第
百十九条第五項を除き、以下本則において単に
「認定」という。）を行なつたときは、当該認定を
受けた者（第六条の規定による申請に基づいて
認定を受けた者を除き、以下「被認定者」とい
う。）に対し、公害医療手帳を交付する。

5 認定は、その申請のあつた日にさかのぼつて
その効力を生ずる。

6 第一種地域に係る被認定者は、同一の疾病に
ついては、重ねて第一項の認定を受けることが
できない。ただし、同一の疾病が第二号第三項
の規定により定められた他の都道府県知事の管
轄に属する第一種地域の区域内に住所を移し、
又は一日のうち指定時間以上の時間をその区域
内で過ごすことが常態となつた場合において、
当該他の都道府県知事に対しその旨の届出をし
たときは、当該疾病について現に受けている第
一項の認定は、当該他の都道府県知事がした同
項の認定とみなす。

第五條 認定の申請をした者が認定を受けな
い死亡した場合において、その死亡した者が前条
第一項又は第二項の規定により認定を受けるこ
とができる者であるときは、都道府県知事は、
その死亡した者の第三号第一項に規定する遺
族若しくは第三十五号第一項各号に掲げる者又
はその死亡した者について葬祭を行なう者の申
請に基づき、その死亡した者が認定を受けるこ
とができる者であつた旨の決定を行なう。

2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の
死亡の日から六月以内に限り、することができ
る。

3 第一項の決定があつたときは、同項に規定す
る死亡した者は、認定を受けたものとみなす。
第六條 第二号第三項の規定により定められた疾
病（以下「指定疾病」という。）にかかつていると
認められる者が当該指定疾病に關し認定の申請
をしない死亡した場合においては、第四條第
一項中「かかつている」とあるのは「かかつて
いた」と、「ものの申請」とあるのは「ものの第三
十條第一項に規定する遺族若しくは第三十五條第
一項各号に掲げる者又はその死亡した者につ
いて葬祭を行なう者の申請」と、同項各号中「申
請」とあるのは「死亡」と、同条第二項中「かか
つて」とあるのは「かかつていた」と、「者の申
請」とあるのは「者の第三十條第一項に規定する

遺族若しくは第三十五条第一項各号に掲げる者又はその死亡した者について葬祭を行なう者の申請」と読み替えて、これらの規定を適用する。この場合において、これらの規定による認定の申請は、当該第一種地域又は第二種地域の指定の日から一年以内でその死亡の日から六月以内に限り、することが出来る。

(認定の有効期間)

第七条 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間内に限り、その効力を有する。ただし、政令で定める指定疾病に係る認定については、この限りでない。

2 都道府県知事は、認定にあたり、有効期間が定められた指定疾病に係る被認定者の当該指定疾病が有効期間の満了前になおる見込みが少なくないと認めるときは、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、前項の規定にかかわらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。

(認定の更新)

第八条 前条第一項又は第二項の規定により有効期間が定められた被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前になおる見込みがないときは、当該被認定者は、都道府県知事に対し、認定の更新を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、公害健康被害認定審査会の意見をきき当該指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新する。

3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。

(認定の取消)

第九条 都道府県知事は、公害健康被害認定審査会の意見をききその認定に係る者の指定疾病がなおつたと認めるときは、認定を取り消すものとする。

(補償給付の請求)

第十条 補償給付の請求は、認定の申請がされた後は、認定前であつても、することが出来る。

2 補償給付を支給する旨の処分は、その請求のあつた日にさかのぼつてその効力を生ずる。

(支給期間及び支払期月)

第十一条 定期的に行なう補償給付の支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 定期的に行なう補償給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月及び前前月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた補償給付又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の補償給付は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(未支給の補償給付)

第十二条 補償給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償給付がまだその者に支給していなかつたものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下この章において同じ)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求することができる。

2 未支給の補償給付を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序による。

3 未支給の補償給付を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(補償給付の免責等)

第十三条 補償給付を受けることができる者に対して、同一の事由について、損害の填補がされた場合(次条第二項に規定する場合に該当する場合を除く。)においては、都道府県知事は、その価額の限度で補償給付を支給する義務を免れる。

2 前項の規定により都道府県知事がその支給の義務を免れることとなつた補償給付が第四条第一項の認定に係るものであるときは、公害健康被害補償協会(以下「協会」という。)は、政令で定めるところにより、当該補償給付の支給の原因となつた行為に基づく損害を填補した第五十二条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者の請求に基づき、その者に對し、その免れることとなつた補償給付の価額に相当する金額の全部又は一部を支払うことができる。

(他の法律による給付等との調整)

第十四条 補償給付の支給がされた場合において、政令で定める法令の規定により同一の事由について当該補償給付に相当する給付等を支給すべき者は、その支給された補償給付の価額の限度で当該給付等を支給する義務を免れる。

2 前項の政令で定める法令の規定により同一の事由について補償給付に相当する給付等の支給がされた場合においては、都道府県知事は、政令で定めるところにより、その価額の限度で補償給付を支給する義務を免れる。この場合において、当該給付等を支給した者は、当該都道府県知事が補償給付を支給する義務を免れた価額の限度で、当該都道府県知事に対し、当該給付等の価額に相当する金額を求償することができる。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他不正の手段により補償給付の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者からその補償給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十六条 補償給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十七条 租税その他の公課は、補償給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(総理府令への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、認定の申請その他の補償給付に関する手続に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第二節 療養の給付及び療養費

(療養の給付)

第十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給付を行なう。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

2 被認定者が前項第一号から第四号までに掲げる療養の給付を受けようとするときは、自己の選定する次条に規定する公害医療機関に公害医療手帳を提示して、当該機関から受けるものとする。

(公害医療機関)

第二十条 医療の給付を取り扱う者(以下「公害医療機関」という。)は、次に掲げるもの(都道府県知事に対し公害医療機関とならない旨を申し出たものを除く。)とする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関及び保険薬局

二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十六条第四項に規定する療養取扱機関

三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条第一項に規定する指定医療機関

四 前三号に掲げるもののほか、総理府令で定める病院、診療所及び薬局

(公害医療機関の義務)

第二十一条 公害医療機関は、環境庁長官の定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

2 公害医療機関は、被認定者の指定疾病についての療養の給付に關し、環境庁長官又は都道府県知事の行なう指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)
第二十二条 公害医療機関の診療方針及び診療報酬は、環境庁長官が中央公害対策審議会の意見をきいて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第二十三条 公害医療機関から診療報酬の請求があつたときは、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市は、当該請求に係る診療内容及び診療報酬を審査して、診療報酬の額を決定し、これを支払うものとする。

2 都道府県又は第四条第三項の政令で定める市は、前項の規定による審査又は支払に關する事務を政令で定める者に委託することができる。

3 第一項の規定による審査をした者は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(療養費の支給)

第二十四条 都道府県知事は、療養の給付を行なうことが困難であると認めるとき、又は被認定者が緊急その他やむを得ない理由により公害医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、その必要があると認めるときは、当該被認定者の請求に基づき、療養の給付に代えて、療養費を支給する。

2 都道府県知事は、被認定者が公害医療手帳を提示しないで公害医療機関から診療又は薬剤の支給を受けた場合において、公害医療手帳を提示しなかつたことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、当該被認定者の請求に基づき、療養の給付に代えて、療養費を支給する。

支給する。

3 前二項の療養費の額は、第二十二条の規定に基づき定められた診療報酬の例により算定する。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

4 療養費の支給の請求は、その請求をすることができるときから二年を経過したときは、することができない。

第三節 障害補償費

(障害補償費の支給)
第二十五条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者(政令で定める年齢に達しない者を除く)の指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた障害補償費を支給する。

2 内閣総理大臣は、前項の障害の程度を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央公害対策審議会の意見をきかなければならない。

(障害補償費の額)
第二十六条 障害補償費の額は、被認定者の障害補償標準給付基礎月額に相当する額にその者の障害の程度に応じた政令で定める率を乗じて得た額(指定疾病による障害の程度が前条第一項の政令で定める障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあつては、その額と政令で定める介護加算額とを合算した額)とする。

2 障害補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境庁長官が、中央公害対策審議会の意見をきいて定める。

(併給の調整)
第二十七条 二以上の指定疾病に係る二以上の障害補償費を受けることができる一の被認定者に支給する当該二以上の障害補償費の額を合算した額が、当該被認定者の障害補償標準給付基礎月額(一又は二以上の指定疾病につき前条第一項の規定により介護加算額が合算された障害補償費を受けることができる者にあつては、障害補償標準給付基礎月額と同項の政令で定める介護加算額とを合算した額)をこえるときは、政令で定めるところにより、そのこえる部分に相当する額の障害補償費は、支給しない。

(障害補償費の額の改定等)
第二十八条 障害補償費の支給を受けている者は、当該指定疾病による障害の程度につき、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間ごとに、都道府県知事の診査を受けなければならない。都道府県知事が、障害補償費の支給に關し特に必要があると認めて診査を受けるべき旨を命じたときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の診査の結果、その者の指定疾病による障害の程度が従前の障害の程度と異なることを認める場合においては、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、新たな障害の程度が第二十五条第一項の政令で定める他の障害の程度に該当するときは新たに該当するに至つた同項の政令で定める障害の程度に応じて障害補償費の額を改定し、新たな障害の程度が同項の政令で定める障害の程度に該当しないときは障害補償費の支給を打ち切るものとする。

3 障害補償費の支給を受けている者は、都道府県知事に対し、当該指定疾病による障害の程度が増進したことを理由として、障害補償費の額の改定を請求することができる。

4 前項の規定による請求があつた場合においては、都道府県知事は、その者の指定疾病による障害の程度を診査しなければならない。第二項の規定は、この場合について準用する。

5 障害補償費の額の算定の基礎となる障害補償標準給付基礎月額に變更があつたときは、障害補償費の額は、改定されるものとする。

6 第二項(第四項において準用する場合を含む)又は前項の規定により障害補償費の額が改定されたときは、改定後の額による障害補償費の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

7 障害補償費の支給を受けている者が、正当な理由がなく第一項の診査を受けなかつたときは、都道府県知事は、障害補償費の支給を一時差し止めることができる。

第四節 遺族補償費及び遺族補償一時金
(遺族補償費の支給)
第二十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、死亡した被認定者の遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償費を支給する。

2 指定疾病にかかつている者が認定を申請しないであつた指定疾病に起因して死亡し、第六条の規定による申請に基づいて認定がされた場合において、その遺族の請求があつたときも、前項と同様とする。

3 遺族補償費の支給は、政令で定める期間を限度として行なう。

4 被認定者又は第六条の規定による申請に基づいて行なわれた認定に係る死亡者(以下「認定死亡者」という。)が二以上の指定疾病に起因して死亡したときは、当該指定疾病に係る認定を行なつた一の都道府県知事に対してのみ、遺族補償費を請求することができる。

5 二以上の指定疾病に起因して死亡した者に係る遺族補償費の支給に要する費用の支弁の方法は、政令で定める。

(遺族補償費を受けることができる遺族の範囲及び順位)
第三十条 遺族補償費を受けることができる遺族は、被認定者又は認定死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被認定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたもの(死亡の当時その者に

よつて生計を維持していたものがないときは、認定の申請の当時その者によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者にあつては、被認定者又は認定死亡者の死亡の時に次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）父母又は祖父母については、六十歳以上であること。
二 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳未満又は六十歳以上であること。

2 被認定者又は認定死亡者の死亡の時に胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被認定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償費を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

（遺族補償費の額）
第三十一条 遺族補償費の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額とする。

2 遺族補償標準給付基礎月額額は、労働者の賃金水準、被認定者又は認定死亡者が死亡しなかつたとすれば通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境庁長官が、中央公害対策審議会の意見をきいて定める。

3 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償費の額は、第一項の額をその人数で除して得た額とする。

（遺族補償費の額の改定）
第三十二条 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族の数の増減を生じたときは、遺族補償費の額を改定する。

2 第二十八条第五項及び第六項の規定は遺族補償標準給付基礎月額額に変更があつた場合について、同項の規定は前項の規定により遺族補償費の額が改定された場合について準用する。

（遺族補償費が支給されない場合）
第三十三条 遺族補償費を受けることができる者が次の各号の一に当該するに至つたときは、その者に対する遺族補償費は、支給しない。

一 死亡したとき。
二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した被認定者又は認定死亡者との親族関係が終了したとき。
五 子、孫又は兄弟姉妹にあつては、十八歳に達したとき。

（後順位者からの遺族補償費の請求）
第三十四条 遺族補償費を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族補償費を請求することができる。前条の規定により遺族補償費が支給されないこととなつた場合において、同順位者がなく後順位者があるときも、同様とする。

（遺族補償一時金の支給）
第三十五条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した場合において、その死亡の時に遺族補償費を受けることができる遺族がないときは、次に掲げる者の請求に基づき、公費健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償一時金を支給する。

一 配偶者
二 被認定者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
三 被認定者の認定の申請の当時その者によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父

母並びに兄弟姉妹
四 前二号に該当しない子、父母、孫及び祖父

て生計を維持していた子、父母、孫及び祖父
母並びに兄弟姉妹
四 前二号に該当しない子、父母、孫及び祖父

2 第二十九条第二項、第四項及び第五項の規定は、遺族補償一時金の支給について準用する。

3 遺族補償費を受けていた者が、第三十三条各号の一に該当することにより遺族補償費を支給されないこととなつた場合において、他に遺族補償費を受けることができる遺族がなく、かつ、被認定者又は認定死亡者の死亡により支給される遺族補償費の合計額がその死亡した者について次条第一項の規定により算定した額に満たないときは、第一項各号に掲げる者の請求に基づき、遺族補償一時金を支給する。

4 遺族補償一時金を受けることができる者の順位は、第一項各号の順序により、同項第二号から第四号までに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序による。

（遺族補償一時金の額）
第三十六条 前条第一項の規定により支給する遺族補償一時金の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額に政令で定める月数を乗じて得た額に相当する額とする。

2 前条第三項の規定により支給する遺族補償一時金の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者について前項の規定により算定した額から当該被認定者又は認定死亡者の死亡により支給された遺族補償費の額の合計額を控除した額に相当する額とする。

3 第三十一条第三項の規定は、前二項の遺族補償一時金の額について準用する。

（遺族補償費等の請求の期限）
第三十七条 遺族補償費又は遺族補償一時金の支給の請求は、被認定者又は認定死亡者が死亡した時（第三十四条後段の規定による請求により支給する遺族補償費及び第三十五条第三項の規定により支給する遺族補償一時金にあつては、

定により支給する遺族補償一時金にあつては、従前の遺族補償費を受けることができる者が第三十三条各号の一に該当するに至つた時）から二年を経過したときは、することができない。

（遺族補償費等の支給の制限）
第三十八条 遺族補償費又は遺族補償一時金は、被認定者又は認定死亡者を故意に死亡させた者には、支給しない。被認定者又は認定死亡者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族補償費又は遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

2 遺族補償費は、遺族補償費を受けることができる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた者には、以後支給しない。

第五節 児童補償手当、療養手当及び葬祭料
（児童補償手当の支給）
第三十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものの指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、当該被認定者を養育している者の請求に基づき、公費健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた政令で定める額（指定疾病による障害の程度が当該政令で定める障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあつては、その額と第二十六条第一項の政令で定める介護加算額とを合算した額）の児童補償手当を支給する。

2 内閣総理大臣は、前項の障害の程度を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央公害対策審議会の意見をきかなければならない。

3 第二十七条及び第二十八条（第五項を除く。）の規定は、児童補償手当の支給について準用する。

五

(療養手当の支給)

第四十条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病について第十九条第一項各号に掲げる療養を受けており、かつ、その病状の程度が政令で定める病状の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、その病状の程度に応じた政令で定める額の療養手当を支給する。

2 第二十四条第四項の規定は、療養手当の支給の請求について準用する。

(葬祭料の支給)

第四十一条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行なう者の請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給する。

2 第二十九条第二項、第四項及び第五項並びに第三十七条の規定は、葬祭料の支給及びその請求について準用する。

第六節 補償給付の制限等

(補償給付の制限)

第四十二条 被認定者又は認定死亡者が、重大な過失により、指定疾病にかかり、指定疾病による障害の程度を増進させ、指定疾病がなおるのを妨げ、又は指定疾病を悪化させて死亡したときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、重大な過失により、当該被認定者について、指定疾病にかからせ、指定疾病による障害の程度を増進させ、又は指定疾病がなおるのを妨げたときは、都道府県知事は、児童補償手当の全部又は一部を支給しないことができる。

2 被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、重大な過失により、当該被認定者について、指定疾病にかからせ、指定疾病による障害の程度を増進させ、又は指定疾病がなおるのを妨げたときは、都道府県知事は、児童補償手当の全部又は一部を支給しないことができる。

第四十三条 被認定者又は被認定者で第二十五条

第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。

(補償給付の額についての他原因の参酌)

第四十四条 都道府県知事は、第三条第一項第二号から第七号までに掲げる補償給付の額を定め、又はその額を改定するにあたり、被認定者又は認定死亡者に係る指定疾病による障害が発生し、若しくはその程度が増進したこと、指定疾病がなおらないこと又は指定疾病に起因して死亡したことにつき他の原因があると認めるときは、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、当該他の原因を参酌することができる。

第七節 公害健康被害認定審査会

第四十五条 この法律によりその権限に属せられた事項を行なわせるため、第一種地域又は第二種地域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に、公害健康被害認定審査会を置く。

2 公害健康被害認定審査会は、委員十五人以上で組織する。

3 委員は、医学、法律その他の公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が任命する。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 第二項及び第三項に定めるもののほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他の公害健康被害認定審査会に関し必要な事項は、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市の条例で定める。

第三章 公害保健福祉事業

第四十六条 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長は、環境庁長官の承認を受け

て、指定疾病によりそのなされた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進し、並びに第一種地域又は第二種地域における当該地域に係る指定疾病による被害を予防するために必要な政令で定める公害保健福祉事業を行なうことができる。

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び財源

(費用の支弁)

第四十七条 都道府県又は第四条第三項の政令で定める市は、次に掲げる費用を支弁する。
一 当該都道府県知事又は当該市の長が行なう補償給付の支給(第十四条第二項の規定による求償に対する支払を含む。以下この章において同じ)に要する費用
二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により当該都道府県知事又は当該市の長が行なう事務の処理に要する費用

(納付金)

第四十八条 前条の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が支弁する前条第一号に掲げる費用は、政令で定めるところにより、協会が当該都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市に対して納付する納付金をもつて充てて。

2 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が第四十六条の規定に基づいて行なう公害保健福祉事業に要する費用のうちその四分の三に相当する額については、政令で定めるところにより、協会が当該都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市に対して納付する納付金をもつて充てて。

(納付金の財源)
第四十九条 前条の規定による納付金のうち、第四条第一項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充て

定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てて、その三分の二については、第五十二条第一項の規定により協会が徴収する汚染負荷量賦課金のほか、別に法律で定めるところにより徴収される金員をもつて充て、第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充て、その三分の一については、第五十一条の規定に基づく政府の補助金をもつて充てて。

2 前条の規定による納付金のうち、第四条第二項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充て、その全部並びに第二種地域に係る指定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充て、その三分の二については、第六十二条第一項の規定により協会が徴収する特定賦課金をもつて充て、第二種地域に係る指定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充て、その三分の一については、第五十一条の規定に基づく政府の補助金をもつて充てて。

3 第一項の規定により前条の規定による納付金に充て、その汚染負荷量賦課金及び別に法律で定めるところにより徴収される金員の配分比率は、第五十二条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者その他の者の第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気汚染の原因である物質の排出の状況その他の事情を勘案して、政令で定める。

(交付金)

第五十条 政府は、政令で定めるところにより、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に対し、第四十七条の規定により当該都道府県知事又は当該市が支弁する同条第二号に掲げる費用の二分の一に相当する金額を交付する。

(補助金)

第五十一条 政府は、協会に対し、第四十八条第

二項の規定による納付金の三分の一に相当する金額を補助するものとする。

第二節 汚染負荷量賦課金

(汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務)

第五十二条 協会は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四十一条の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に因して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの、第十三条第二項の規定による支払に要する費用並びに協会が行なう事務の処理に要する費用の一部に充てるため、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山に設置される施設でこれに相当するものを含む。第六十二条第一項において同じ。）のうち第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するものが設置される工場又は事業場で、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上であるものを、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。）の初日において設置している事業者（以下「ばい煙発生施設等設置者」という。）から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

2 ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。

(汚染負荷量賦課金の額)

第五十三条 各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、当該ばい煙発生施設等設置者が排出する前条第一項の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の年間排出量の算定の方式は、総理府令、通商産業省令で定める。

(単位排出量当たりの賦課金額)

第五十四条 前条第一項の単位排出量当たりの賦課金額は、第三条第一項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した第五十二条第一項に規定する費用に充てるための汚染負荷量賦課金の総額として当該年度において必要であると見込まれる金額とばい煙発生施設等設置者が排出する同項の政令で定める各物質ごとの前年度の初日の属する年における総排出量を基礎として、当該物質による大気の汚染の状況に応じた地域の別に従い、政令で定める。

(汚染負荷量賦課金の納付等)

第五十五条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、総理府令、通商産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から四十五日以内に協会に納付しなければならない。

2 前項の申告書には、第五十二条第一項の政令で定める物質の年間排出量を証する書類として総理府令、通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 協会は、ばい煙発生施設等設置者が第一項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないと、又は同項の申告書に総理府令、通商産業省令で定める事項の記載の誤りがあると認めるときは、汚染負荷量賦課金の額を決定し、これをばい煙発生施設等設置者に通知する。

4 前項の規定による通知を受けたばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付していないときは同項の規定により協会が決定した汚染負荷量賦課金の全額を、納付した汚染負荷量賦課金の額が同項の規定により協会が決定した汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に協会に納付しなければならない。

5 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷量賦課金の額が、第三項の規定により協会が決定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合には、協会は、そのこえる額について、未納の汚染負荷量賦課金その他の節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(汚染負荷量賦課金の延納)

第五十六条 協会は、ばい煙発生施設等設置者の申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量賦課金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第五十七条 汚染負荷量賦課金その他の節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、協会は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、協会は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 協会は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに汚染負荷量賦課金その他の節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所又はその財産の所在地の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その徴収を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。この場合においては、協会は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

6 市町村が第四項の規定による徴収の請求を受けた日から三十日以内に滞納処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第五十八条 前条第一項の規定により汚染負荷量賦課金の納付を督促したときは、協会は、その督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年十・四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、汚染負荷量賦課金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる汚染負荷量賦課金の額は、その納付のあつた汚染負荷量賦課金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の汚染負荷量賦課金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに汚染負荷量賦課金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 汚染負荷量賦課金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 汚染負荷量賦課金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第五十九条 汚染負荷量賦課金その他の節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第六十条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(総理府令、通商産業省令への委任)

第六十一条 この節に定めるもののほか、汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金に關し必要な事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

第三節 特定賦課金

(特定賦課金の徴収及び納付義務)

第六十二条 協会は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四條第二項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第二種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害健康補償事業に要する費用に充てるためのもの並びに協会の行なう事務の処理に要する費用の一部に充てるため、第二種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染又は水質の汚濁の原因である物質を排出した大気汚染防止法第二條第二項に規定するばい煙発生施設、同法第十七條第一項に規定する特定施設又は水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二條第二項に規定する特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下「特定施設等設置者」という。)から、毎年度、特定賦課金を徴収する。

2 特定施設等設置者は、特定賦課金を納付する義務を負う。

(特定賦課金の算定方法)

第六十三条 各特定施設等設置者から徴収する特定賦課金の額の算定方法は、当該第二種地域に係る指定疾病に影響を与えた大気の汚染又は水質の汚濁の原因である物質の排出量その他の事情を考慮して、政令で定める。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、前項の規定に基づき政令の制定又は改廃の立案をし、やうとするときは、中央公害対策審議会の意見をき

かなければならない。

(特定賦課金の額の決定、通知等)

第六十四条 協会は、前條第一項の政令で定める特定賦課金の算定方法に従い、各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を決定し、当該各特定施設等設置者に対し、その者が納付すべき特定賦課金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により特定賦課金の額が定められた後、特定賦課金の額を変更する必要があるときは、協会は、当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を変更し、当該各特定施設等設置者に対し、変更後の特定賦課金の額を通知しなければならない。

3 協会は、特定施設等設置者が納付した特定賦課金の額が、前項の規定による変更後の特定賦課金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特定賦課金の額をこえる場合には、そのこえる額について、未納の特定賦課金その他この節の規定による徴収金があるとときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(共同納付の場合の特例)

第六十五条 協会は、特定施設等設置者の全部又は一部から当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、前條第一項の規定にかかわらず、当該各特定施設等設置者に係る特定賦課金の額を定めなければならない。

2 前項の規定による承認を受けた特定施設等設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付すべき特定施設等設置者の一部であるときは、協会は、特定賦課金の額の決定に準じて、それらの特定施設等設置者が共同で納付すべき特定

賦課金の額を定めなければならない。

3 第一項の規定による承認を受けた特定施設等設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付すべき特定施設等設置者の全部である場合にはその納付すべき特定賦課金の総額を、その一部である場合には前項の規定により定められた額を共同で納付したときは、当該特定施設等設置者は、その特定賦課金を納付したものとみなす。

4 前條第二項及び第三項の規定は、第二項の共同で納付すべき特定賦課金について準用する。

(準用)

第六十六条 第五十六条から第六十条までの規定は、特定賦課金について準用する。

(総理府令、通商産業省令への委任)

第六十七条 この節に定めるもののほか、特定賦課金その他この節の規定による徴収金に關し必要な事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

第五章 公害健康被害補償協会

第一節 総則

(目的)

第六十八条 協会は、ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金の徴収及び特定施設等設置者からの特定賦課金の徴収、第十三條第二項の規定による支払並びに第四十八條の規定による納付金の納付に関する業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第六十九条 協会は、法人とする。

(事務所)

第七十条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第七十一条 協会は、政令で定めるところによ

り、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七十二条 協会でない者は、公害健康被害補償協会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

(役員)

第七十四条 協会に、役員として、会長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第七十五条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監督する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は環境庁長官及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第七十六条 会長及び監事は、環境庁長官及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員任期)

第七十七条 役員任期は、四年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員欠格事項)

第七十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常

勤の者を除く。は、役員となることができない。

(役員の解任)

第七十九条 環境庁長官及び通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 環境庁長官及び通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第八十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、環境庁長官及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第八十一条 協会と会長又は第七十五条第二項の規定により協会を代表する理事との利益が相反する事項については、会長及び理事は、代表権を有しない。この場合においては、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第八十二条 会長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第八十三条 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第八十四条 協会の役員及び職員は、刑法(明治

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 評議員会

(評議員会)

第八十五条 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十人以上以内で組織する。

(評議員)

第八十六条 評議員は、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の加入している団体又はその連合団体の役員及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、環境庁長官及び通商産業大臣が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 第七十七条第一項ただし書及び第二項並びに第七十九条第二項の規定は、評議員について準用する。

(総理府令、通商産業省令への委任)

第八十七条 前二条に定めるもののほか、評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

第四節 業務

(業務の範囲)

第八十八条 協会は、第六十八条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 ばい煙発生施設等設置者及び特定施設等設置者からの汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の徴収

二 第十三条第二項の規定による支払

三 第四十八条の規定による納付金の納付

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第八十九条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務

(汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の決定及び滞納処分を除く。)の一部を、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者の加入している団体で政令で定めるものに委託することができる。

2 前項の認定があつた場合においては、同項の政令で定める団体は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第九十条 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

(資料の提出命令)

第九十一条 協会は、第八十八条第一号に掲げる業務に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第九十二条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第九十三条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第九十四条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に環境庁長官及び通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を環境庁長官及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに事業報告書、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第九十五条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第九十六条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(補助金)

第九十七条 政府は、予算の範囲内において、協会に対し、その事務の処理に要する費用を補助することができる。

(余裕金の運用)

第九十八条 協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他環境庁長官及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他環境庁長官及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託
(給与及び退職手当の支給の基準)

第九十九条 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(総理府令、通商産業省令への委任)

第一百条 この法律に定めるもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令、通商産業省令で定める。
第六節 監督

(監督)
第一百一条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣が監督する。

2 環境庁長官及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。
(報告の徴収等)

第二百二条 環境庁長官及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは第八十九条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」といふ)に對し、その業務に關し報告を求め、又はその職員に、協会若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に對しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 補助

(解散)
第二百三条 協会の解散については、別に法律で定める。
(大蔵大臣との協議)

第二百四條 環境庁長官及び通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十三条又は第九十六条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。
二 第九十四条第一項又は第九十九条の承認をしようとするとき。
三 第九十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、第九十条第二項又は第九十六条の総理府令、通商産業省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
(他の法令の準用)

第二百五條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、協会を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 不服申立て
第一節 認定又は補償給付の支給に關する処分に対する不服申立て
(異議申立て及び審査請求)
第二百六條 認定又は補償給付の支給に關する処分に不服がある者は、その処分をした都道府県知事に對し、異議申立てをすることが出来る。
2 認定又は補償給付の支給に關する処分に不服がある者のする審査請求は、公害健康被害補償不服審査会に對してしなければならない。
3 第一項の異議申立て及び前項の審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(行政不服審査法の適用關係)
第二百七條 前条第二項の審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二十五条の規定は、適用しない。

2 前条第二項の審査請求についての行政不服審査法第二十条及び第三十一条の規定の適用に關しては、同法第二十条第二号中「三箇月」とあるのは「二箇月」と、同法第三十一条中「その庁の職員」とあるのは「審査員」とする。
(不服申立てと訴訟との關係)
第二百八條 認定又は補償給付の支給に關する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に對する公害健康被害補償不服審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第二節 賦課徴収に關する処分等に対する審査請求
(審査請求)
第二百九條 この法律に基づいてした協会の処分に不服がある者は、環境庁長官及び通商産業大臣に對し、行政不服審査法による審査請求をすることが出来る。
(不服申立てと訴訟との關係)
第三百十條 この法律に基づいて協会がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に對する環境庁長官及び通商産業大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第三節 設置及び組織
第一款 設置及び組織
(設置)
第三百十一條 第六十六条第二項の審査請求の事件を取り扱わせるため、環境庁長官の所轄の下に、公害健康被害補償不服審査会(以下この章において「審査会」といふ)を置く。
(組織)
第三百十二條 審査会は、委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることが出来る。
(委員の任命)
第三百十三條 委員は、人格が高潔であつて、公害問題に關する識見を有し、かつ、医学、法律その他の公害に係る健康被害の補償に關する學識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することが出来る。
3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。
(任期)
第三百十四條 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることが出来る。
3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行なうものとする。
(職權の行使)
第三百十五條 委員は、独立してその職權を行なう。

(身分保障)
第三百十六條 委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。
一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上

の義務違反その他委員たるに適しない行為があるとき認められたとき。

(罷免)

第百十七条 内閣総理大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第百十八条 審査会に会長を置き、委員の互選によつて常勤の委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第百十九条 審査会の会務の処理(審査請求の事件の取扱いを除く)は、委員の全員の会議(以下この条において「委員会」という。)の議決によるものとする。

2 委員会には、会長が招集する。

3 委員会には、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

4 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審査会が第百十六条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうち本人を除く全員の一致がなければならない。

6 会長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、第百十八条第三項の規定により会長の職務を代理する常勤の委員は、会長とみなす。

(審査請求事件の取扱い)

第百二十条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、委員の全員をもつて構成

成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認められた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が分かれたため、その合議体としての意見が定まらない場合

三 審査会が、委員の全員をもつて構成する合議体において審査請求事件を取り扱う旨の議決をした場合

第百二十一条 前条第一項又は第二項の各合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、会長が審査長となり、会長に事故があるときは、第百十八条第三項の規定により会長の職務を代理する常勤の委員が審査長となる。

第百二十二条 第百二十条第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、四人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 第百二十条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

3 第百二十条第二項の合議体の議事は、出席した三人以上の審査員の賛成をもつて決し、可否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる。

(職務)

第百二十三条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。

(給与)

第百二十四条 委員の給与は、別に法律で定める。

(庶務)

第百二十五条 審査会の庶務は、環境庁企画調整局において処理する。

第二款 審査請求の手續

(利害関係人に対する審査請求書の副本の送付)
第百二十六条 審査会は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本を利害関係人に送付しなければならない。

(審理の期日及び場所)
第百二十七条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、原処分をした行政庁、審査請求人及び参加人(以下この款において「当事者」という。)に通知しなければならない。

(審理の公開)
第百二十八条 審理は、公開して行なう。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

(審理の指揮)
第百二十九条 審理の指揮は、審査長が行なう。

(意見の陳述等)
第百三十条 当事者及びその代理人は、審理の期日に出席して意見を述べることができる。この場合において、当事者又はその代理人は、審査会の許可を得て、補佐人と共に出席することができる。

(受診命令)
第百三十一条 審査会は、審理を行なうため特に必要があると認めるときは、審査請求人に対して、認定又は補償給付の支給に係る者について、審査会の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

ことを命ずることができる。

(調査)

第百三十二条 審査会は、審理の期日における経過について、調査を作成しなければならない。

2 当事者及び利害関係人は、審査会の許可を得て、前項の調査を閲覧することができる。

(合議の非公開)

第百三十三条 審査会の合議は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第百三十四条 この款の規定により審査会がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(総理府令への委任)

第百三十五条 この款に定めるもののほか、審査請求の手續に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第七章 雑則

(認定を受けた者等に対する報告の徴収等)
第百三十六条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定又は補償給付を受け、又は受けようとする者に対し、その認定又は補償給付の支給に係る者について、当該都道府県知事の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(補償給付の一時差止め)
第百三十七条 補償給付を受けることができる者が、第百三十六条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は正当な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、その者に對する

補償給付を一時差し止めることができる。

(公害医療機関に対する報告の徴収等)

第百三十九条 都道府県知事は、療養の給付に關し必要があると認めるときは、公害医療機関に對し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者に對して出頭を求め、又はその職員に、公害医療機関の施設に立ち入り、関係者に質問させ、若しくはその設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第百三十九条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 公害医療機関が、第一項の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者が、同項の規定により出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、同項の規定による質問に對して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該公害医療機関に對する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(診療を行なつた者等に対する報告の徴収等)

第百四十条 都道府県知事は、認定又は補償給付(療養の給付を除く。以下この項において同じ)の支給に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断又は補償給付に關する診療、薬剤の支給若しくは手当を行なつた者又はこれを使用する者に對し、その行なつた診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、又はその職員に質問させることができる。

2 第百三十九条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

間について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(ばい煙発生施設等設置者に対する報告の徴収等)

第百四十一条 環境庁長官又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に對し、その業務に關し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の工場若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第百四十一条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(期間の計算)

第百四十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、別段の定めがある場合を除き、民法の期間に關する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第百四十三条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、都道府県知事、第四条第三項の政令で定める市の長又は補償給付を受けることができる者に對し、条例で定めるところにより、認定を申請しようとする者、被認定者(死亡した者を含む)、指定疾病にかかつていた者で認定を受けないうで死亡したものを、補償給付を受けようとする者又は補償給付を受けていた者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

(政令の制定とその経過措置)

第百四十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めること

とができる。

第八章 罰則

第百四十五条 第二十三条第三項、第四十五条第四項又は第百二十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第百四十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九十一条の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第百三十六條の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

三 第百四十条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百四十七条 第百二条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

2 第百四十一条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第百四十八条 第七十二条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第百四十六条第一号若しくは第三号、第百四十七条第二項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ

の法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第百五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により環境庁長官及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第八十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第九十八條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第百一条第二項の規定による環境庁長官及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章第七節、第五章、第百四十五條中第四十五條第四項に係る部分、第百四十六條第一号、第百四十七條第一項、第百四十九條、第百五十條、附則第三條、附則第四條第二項、附則第五條から附則第八條まで、附則第九條、附則第二十條及び附則第二十五條から附則第二十七條までの規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第四條第一項、附則第三十條及び附則第三十一條の規定は公布の日から施行する。

(最初に徴収する汚染負荷量賦課金に關する特例)

第二条 この法律の施行後最初に徴収する汚染負荷量賦課金に關する第五十二條第一項及び第五十五條第一項の規定の適用については、第五十二條第一項に規定する年度は、同項の規定にか

かわらず、この法律の施行の日に始まるものと
する。

(協会の設立)

第三条 環境庁長官及び通商産業大臣は、協会の
会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事と
なるべき者は、協会の成立の時に於いて、この
法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任
命されたものとする。

第四条 環境庁長官及び通商産業大臣は、設立委
員を命じて、協会の設立に関する事務を処理さ
せる。

2 設立委員は、協会の設立の準備を完了したと
きは、その旨を環境庁長官及び通商産業大臣に
届け出るとともに、その事務を前条第一項の規
定により指名された会長となるべき者に引き継
がなければならない。

第五条 附則第三条第一項の規定により指名され
た会長となるべき者は、前条第二項の規定によ
る事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政
令で定めるところにより、設立の登記をしなけ
ればならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立
する。

(協会の設立に伴う経過措置)

第六条 第五章の規定の施行の際現に公害健康被
害補償協会という名称を使用している者につい
ては、第七十二条の規定は、同章の規定の施行
後六月間は、適用しない。

第七条 協会の最初の事業年度は、第九十二条の
規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭
和五十年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画
及び資金計画については、第九十三条中「当該
事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立
後遅滞なく」とする。

(最初に任命される公害健康被害補償不服審査
会の委員に関する特例)

第九条 この法律の施行後最初に任命される公害

健康被害補償不服審査会の委員の任命につい
て、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議
院の同意を得ることができないときは、第百十
三条第二項及び第三項の規定の例による。

2 この法律の施行後最初に任命される公害健康
被害補償不服審査会の委員の任期は、第百十四
条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大
臣の指定するところにより、二人は一年、二人
は二年、二人は三年とする。

(公害に係る健康被害の救済に関する特別措置
法の廃止)

第十条 公害に係る健康被害の救済に関する特別
措置法(昭和四十四年法律第九十号。以下「旧
法」という。)は、廃止する。

(旧法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第三条第
一項の認定を受けている者は、政令で定めると
ころにより、この法律による認定を受けた者と
みなす。

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第三条第
一項の認定の申請をしている者に対しては、従
前の例によりその認定をすることができ、この
場合においては、その認定を受けた者は、政
令で定めるところにより、この法律による認定
を受けた者とみなす。

第十三条 前二条の規定によりこの法律による認
定を受けた者とみなされる者の指定疾病に係る
第七条第一項の規定による認定の有効期間の始
期は、この法律の施行の日とする。

第十四条 前条に規定する者に対して交付された
旧法第三条第三項の公害医療手帳は、次項の規
定により第四条第四項の公害医療手帳が交付さ
れるまでの間に限り、同項の公害医療手帳とみ
なす。

2 都道府県知事は、この法律の施行後すみやか
に、前条に規定する者に対し、第四条第四項の
公害医療手帳を交付しなければならない。

第十五条 旧法第三条第一項の認定を受けた者及

び附則第十二条の規定により旧法第三条第一項
の規定の例による認定を受けた者についてのこ
の法律の施行前の医療又は介護に係る費用の支
給に関しては、なお従前の例による。

第十六条 旧法第三条第一項の認定を受けた者が
旧法第六条第一項に規定する保険医療機関等又
は生活保護指定医療機関で医療を受けた場合に
おける当該保険医療機関等又は生活保護指定医
療機関に対する医療費の支払については、なお
従前の例による。

第十七条 旧法第三条第一項の認定を受けた者が
当該認定に係る疾病に関し損害賠償その他の給
付を受けた場合における旧法の規定により支給
された医療費、医療手当及び介護手当の額に相
当する金額の返還に関しては、なお従前の例に
よる。

2 前項においてなお従前の例によることとされ
る旧法第二十九条に基づく政令の規定により旧
法第二十四条の規定による返還金の一部に相当
する金額の納付を受けた公害防止事業団は、そ
の額の金銭を、旧法第十六条第一項に規定する
法人が存続する限りその法人に引き継ぐものと
する。

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの
法律の附則においてなお従前の例によることと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

第十九条 第二条第一項から第三項までの規定に
基づき、旧法の規定により定められた指定地域
及び当該指定地域に係る疾病を第二条第一項の
第一種地域又は同条第二項の第二種地域及び当
該地域に係る疾病として定める政令の立案をし
ようとするときは、同条第四項の規定は、適用
しない。

(公害対策基本法の一部改正)

第二十條 公害対策基本法(昭和四十二年法律第
百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項中「八十人以上を」九十人
以内」に改め、同条第二項中「公害の防止を」公
害対策」に改める。

(下水道法の一部改正)

第二十一條 下水道法(昭和三十三年法律第七
十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の二に次の一項を加える。

2 継続して下水を排除して公共下水道を使用
しようとする水質汚濁防止法(昭和四十五年
法律第三十八号)第二条第二項に規定する
特定施設の設置者(以下「特定施設設置者」と
いう。)は、前項の規定により届出をする場合
を除き、建設省令で定めるところにより、あ
らかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理
者に届け出なければならない。

第十二條の二中「定めるもの」の下に「及び継
続して下水を排除して公共下水道を使用する特
定施設設置者」を加える。

第十八條の次に次の一條を加える。

(汚濁原因者負担金)

第十八條の二 公共下水道管理者は、公害健康
被害補償法(昭和四十八年法律第 号)第
六十二條第一項の規定により特定賦課金を徴
収された場合においては、政令で定めるとこ
ろにより、当該特定賦課金に係る同法第六條
に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚
濁の原因である物質を当該公共下水道に排除
した特定施設設置者(過去の特定施設設置者
を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費
の全部又は一部を負担させることができる。

第二十五條の十中「第八條の下に」「第十一
條の二、第十二條から第十三條まで」を加え、
「第十八條」を「第十八條の二」に、「これらの規
定」を「第七條、第八條、第十一條の二、第十二
條の二、第十五條から第十八條まで、第二十一條
から第二十三條まで及び第二十五條」に改め、
「流域下水道」との下に「、第十一條の二、第
十二條第一項、第十三條第一項」を、「流域下

水道管理者」との下に、「第十二条中「公共下水道を」とあるのは「流域下水道」と、同条中「公共下水道若しくは流域下水道」、「公共下水道からの放流水若しくは流域下水道」又は「公共下水道からの放流水若しくは流域下水道」とあり、第十三条第一項中「公共下水道若しくは流域下水道」又は「公共下水道からの放流水若しくは流域下水道」とあるのは「流域下水道」と、同項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道に接続する排水施設又はは」と、第十八条の二中「公共下水道」とあるのは「流域下水道又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」とを加える。

第三十九条の二中「公共下水道管理者の下に」又は「流域下水道管理者」を、「公共下水道」の下に「又は流域下水道」を、「使用する者」の下に「で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設設置者」を加える。

第四十九条第一号中「第十一条の二、同条第二号中「第十二条の二」及び同条第三号中「第十三条第一項の下に」(第二十五条の条十において準用する場合を含む。）」を加える。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)
第二十二條 この法律の施行の際現に継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用している水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設の設置者(前条の規定による改正前の下水道法第十一條の二の規定により届出をした者及び届出をしなけれはならない者に該当する者を除く)は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、その旨を公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をしなけれはならない者については、前条の規定による改正後の下水道法第十二條の二の規定は、この法律の施行の日から起算して三十日間は、適用しない。

3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。
(地方自治法の一部改正)
第二十三條 地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第六條の五第三号中「第十八條を」と「第十八條及び第十八條の二を」に改め、「損害負担金」の下に、「汚濁原因者負担金」を加える。
(特別職の職員に給する法律の一部改正)
第二十四條 特別職の職員に給する法律の一部を次のように改正する。
(昭和四十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十二号の二の次に次の一号を加える。
十二の二の二 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
第一條第十八号の二の次に次の一号を加える。
十八の二の二 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「労働保険審査会委員」を「労働保険審査会委員」を「公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員」に改める。
(地方自治法の一部改正)
第二十五條 地方自治法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「繊維工業構造改善事業協会」の下に、「公害健康被害補償協会」を加える。
(所得税法の一部改正)
第二十六條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「公営企業金融公庫」の項の次に次のように加える。

公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第三十四号)
公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第三十四号)
公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第三十四号)

(法人税法の一部改正)
第二十七條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中「高圧ガス保安協会の項」の次に次のように加える。

公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第三十四号)
公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第三十四号)
公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第三十四号)

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十八條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中、「結核予防法」を「又は結核予防法」に改め、「又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号)第六條第四項」及び「又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第六條第五項」を削る。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)
第二十九條 この法律の施行前に行なわれた旧法第四條第一項各号の医療に係る旧法第六條第一項に規定する保険医療機関等又は生活保護指定医療機関に対する医療費の支払に關しては、前條の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)
第三十條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第六号の次に次の一号を加える。
六の二 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第三十四号)の施行に關する事務で通商産業省の所掌に屬するものを処理すること。

(環境庁設置法の一部改正)
第三十一條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第四條中「第二十六号を第二十六号の二とし、第二十五号の次に次の一号を加える。」

二十六 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第三十四号)の施行に關する事務を処理すること。
第三十二條 環境庁設置法の一部を次のように改正する。
第四條第二十六号の二を削る。
第五條第三項中「並びに国立公害研究所及び公害研修所に関する事務」を、「国立公害研究所及び公害研修所に関する事務並びに公害健康被害補償不服審査会の職務に關する事務」に改める。
第八條中「公害研修所」を「公害研修所公害健康被害補償不服審査会」に改める。
第十條の次に次の一條を加える。
(公害健康被害補償不服審査会)
第十條の二 公害健康被害補償不服審査会に關しては、公害健康被害補償法の定めるところによる。

理由

事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁の影響による健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図ることの重要性にかんがみ、その健康被害による損害を填補するために療養の給付、障害補償費等の補償給付を支給することとするともに、被害者の福祉のために必要な公害健康被害事業を行なうこととし、これらに必要な費用の徴収方法及びその徴収機構である公害健康被害補償協会の設立について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三木國務大臣 ただいま議題となりました公害健康被害補償法案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。
経済の急速な拡大と都市化の進行の過程におきまして、環境汚染の進行には著しいものがあり、大気の汚染や水質の汚濁による健康被害の発生は重

大な社会問題となつてきております。昨今相次いで終結を見るに至りました四大公害裁判は、これら公害による健康被害の深刻さと問題解決の困難さを如実に物語るものであります。

このような深刻な公害による健康被害者を救済するため、政府におきましては、昭和四十四年には、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法を制定し、当面の緊急措置として医療費等の給付を行なうという行政上の救済措置を講ずるとともに、昭和四十七年には、事業者の公害にかかる無過失責任を明らかにする法律を制定し、民事上の見地からも、被害者を救済する措置を講じてまいつたところであります。

しかしながら、健康被害救済特別措置法におきましては、逸失利益に対する補償がないなど給付の内容が限定されており、また、いわゆる無過失責任法におきましては、民事訴訟の手段により損害賠償を求めるものであるためにその解決にはかなりの労力と時日を要するといふ問題があり、被害者の救済に万全を期するとはいいがたい現状にあります。特に、原因者が不特定多数で、民事的解決にゆだねることがきわめて困難と見られる都市や工業地域における大気汚染による健康被害者の救済の問題は、当面すみやかな解決を必要とする課題となっております。

このような事態に対処して、今回、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染または水質汚濁の影響による健康被害に対して補償等を行なうことにより、健康被害を受けた被害者の迅速かつ公正な保護をはかるため、公害健康被害補償法案を提案した次第であります。

以下、この法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、救済の対象となる者の範囲であります。政令で定める地域において政令で定める疾病にかかつている等一定の要件を満たすものとして都道府県知事等の認定を受けた者及びその遺族等としております。

第二に、給付の種類であります。療養の給付、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、児童補償手当、療養手当及び葬祭料の七種類の補償給付を行なうこととしております。

まず、療養の給付は、公害医療機関において現物給付として行なうことを原則としており、療養の給付を行なうことが困難であると認める場合には、療養の給付にかえて、療養費を支給することとすることができるとしております。

なお、療養の給付及び療養費については、従来健康保険等が負担していた分も含めて負担することとしております。

次に、障害補償費は、指定疾病による障害を受けている者に対して、その障害の程度に応じて労働者の賃金水準その他の事情を考慮して定める額を支給することとしております。

次に、遺族補償費は、指定疾病に起因して死亡した者の遺族に対して、労働者の賃金水準、死亡した者が死亡しなかつたとすれば通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して定める額を支給することとしております。

なお、遺族補償費を受けることができる遺族がない場合には、一定の者に遺族補償一時金を支給することとしております。

次に、児童補償手当は、指定疾病による障害が一定の程度にある児童を対象として、療養手当は、被害者が指定疾病にかかつているために医療を受けており、かつ、その病状が一定の程度にある者に対して、また、葬祭料は、被害者が指定疾病に起因して死亡したときにその葬祭を行なう者に対して支給することとし、これらの補償給付の額は政令で定めることとしております。

第三に、補償給付の支給の実施機関であります。救済の対象となる地域として政令で定める地域の全部または一部を管轄する都道府県知事等が認定及び補償給付の支給の事務を行なうこととしております。

第四に、都道府県知事等は、被害者の健康を回復させる等被害者の福祉を増進し、及び指定疾病

による被害を予防するために必要な公害保健福祉事業を行なうこととしております。

第五に、本制度に必要な費用についてであります。まず、ぜんそく等の非特異的疾患に係る被害者に対する補償給付の支給に要する費用につきましても、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等を設置する事業者から、その汚染負荷量に大気汚染の状況に応じた地域の別に定める料率を乗じて得た金額として徴収した汚染負荷量賦課金を充てるほか、別に法律で定めるところにより徴収される金員をもつて充てることとしております。

次に、特異的疾患に係る被害者に対する補償給付の支給に要する費用につきましては、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設もしくは特定施設または水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する事業者から徴収する特定賦課金を充てることとしております。

また、公害保健福祉事業に要する費用につきましては、その二分の一を事業者から徴収する賦課金等をもつて充てることとし、残余の二分の一につきましても、国と都道府県等とが折半して負担することとしております。

さらに、認定及び補償給付の支給に関する事務の処理に要する費用につきましても、国と都道府県等が折半して負担することとしております。

第六に、賦課金の徴収及び納付に関する機構であります。汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の徴収を行なうとともに、都道府県等に対する納付金の納付等を行なう組織として、特殊法人である公害健康被害補償協会を設置することとしております。

第七に、不服申し立てについてであります。被害者である旨の認定または補償給付の支給に関する処分に対する審査請求事件を取り扱わせるために、委員六人をもつて組織する公害健康被害補償不服審査会を設置することとしております。

第八に、この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

第九に、この法律の制定に伴い公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法は廃止することとし、これに伴う経過措置を講ずるほか、所要の経過措置を定めることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○佐野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○佐野委員長 この際、おはかりいたします。

内閣提出の公害健康被害補償法案について公聴会を開きたいと存じます。

つきましては、公聴会開会について議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐野委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、公聴会の開会日時、公述人の選定その他の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○佐野委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

公害健康被害補償法案審査のため、参考人の出頭を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐野委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決定いたしました。

なお、参考人の人選、出頭日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

たのでありますが、富士山はわが国の象徴である、国民のアイドルである。そういう点はわれわれが古来より聞かされておりますし、またわれ

○登坂委員 富士山のそういう利用計画については相当の経費がかかるであらうし、また地元地域住民、自治体の希望もあるであらう。そこで審議会が何かをつくってそういう利用計画をつくるということになっておるようであり、審議会の構成あるいはそういう地域の代表者、そういう内容についてはどういふふうにお考えですか。

○首尾木政府委員 審議会はこの法律の第四条に規定をしておりますように、関係行政機関の職員、関係県の知事、関係市町村の長を代表する者、学識経験のある者によって構成をされることになっております。

○登坂委員 富士山と申ししましてもその地域はかなり膨大な面積になっており、そしてこれを利用するにあたりましては山梨あるいは静岡両県に多分の負担をかけておる。また、上降口もそういうところにあるというわけで、現在までも、公園法ができる前からすでに利用されているものが多々ある。また富士五湖と申しまして、そういう地域の湖にいたしましても、汚染度がだんだん高まっておりますのではありませんか。

そこで、一番大事なことは、やはり下水道の整備、そういういろいろな自然の中にある内水面の整備が最も重要であり、またこれが重点的に行なわれなければならない。こういう点からして、今度の富士保全法の中の下水道整備事業というものは、目立たないようでありますが、画期的な自然保護の大きな柱の一つであると思っておりますが、その整備計画というものはあらかじめお考えですか。

○首尾木政府委員 この富士地域保護利用整備計画に基づきます事業と申しますのは、先ほど御説明を申し上げましたが、第五条の第一項第三号に掲げられている事業でございます。

その中に「その他政令で定める事業」とございますが、これは、たとえばごみ処理の事業でございますとか、あるいは尿処理の事業でございますとか、お尋ねの下水道施設の整備に関する事業とい

うのも、これは非常に重要な問題でございます。これらの第三号に掲げられている事業というのは、それぞれ所管の省庁がございまして、たとえば下水道については申し上げました、建設省というところになっておるわけでございます。予算的には、それぞれの省庁と山梨県あるいは静岡県とが協議をいたしまして、この点についての詰めを進めていくということになっておるわけでございます。

この計画は、総合をいたしまして、それらの全体の計画にいたすわけでございますが、いずれもこの富士地域保護利用整備計画というものは、これから検討をされるところでございまして、このような地域の下水道施設の整備に関する事業につきましては、それぞれ従来の計画としてございまして、さらにこれを富士地域保護利用整備計画全体の中でどのように強化するかといったようなことにつきましても、今後関係省庁、関係県との間で詰め、それを利用整備計画として全体としてまとめまして固めていきたい、かように考えておるわけでございまして、具体的には、この法律は一年間の施行のための猶予期間というものがございまして、四十九年度以降の予算におきましてこれを実現をしていくこととございまして、

○登坂委員 富士山というものは、先ほど来申し上げているとおり、わが国の象徴である、この自然をどうしても保護しつつも、やはりある程度われわれが利用させてもらわなければならない、そういうものであらうかと思っております。また従来も、そういうふうな国民は喜んでその自然に浸って、富士山を敬愛しておったところでありまして、

そこで、今度の立法の趣旨において、国立公園の中で大きくはつきり利用地域というものを指定しました。利用ということばを大胆に入れまして、でありましたから、この利用にあたっては、行政的にも最大の責任を持たねばならぬと思われ、また地方自治体との協調も一段と深めなければならぬと思っております。そこで、まだ本法施行は先になると思いますが、あるいは現在

までは、ただ地方自治体におまかせして、富士は国立公園だということでは管理運営も非常に粗末であつたので、これからは地方自治体と相当綿密なる連絡をとって、この自然利用に重点を置きつつ、かつまたその自然保護のためにはあらゆるごまかい努力を払わなければならない。そして今日までとこれから本法が制定されてからと、具体的にどういふふうに進展するか、どういふふうによくするのか、そういう構想をあらかじめ固めたい。

○首尾木政府委員 本法が施行になりますと、関係県におきまして、まずこの富士地域についての保護利用整備計画の原案を、関係の住民の意見も十分取り入れてつくりまして、それをさらに国におきまして富士地域保護利用整備計画として決定をする。この年次計画に基づきましてこれを制定してまいることとございまして、

特にお尋ねの利用の問題でございますが、この点につきましては、先ほど申し上げましたように、徒歩のみの利用をはかるような地域、いろいろ車とかそういうものにわずらわれないでそのような利用がはかれるような地域、その環境を整備するための地域、それから自然探勝利用地域、あるいは野外施設利用地域、休泊利用地域といったようなものを指定をいたしまして、それぞれの地域について、先ほど申し上げましたように、それにふさわしくない行為というものを規制する、開発につきましてもそれにふさわしくないようなものについては許可をしないということによって、これを統制するということを強くやってまいりたいと考えておるわけでございます。

しかし、この富士地域というのは単純にそのままであるということではございせんので、このような利用地域というものを設けます。利用地域というものは、これにふさわしい環境を保護すると同時に、やはりそれぞれの目的を持った地域でございまして、たとえば野外施設利用あるいは休泊利用といったようなことにふさわしい地域につきましまして、これにふさわしい施設の整備につ

て国も十分援助をいたしまして、このような施設の整備ということに今後つとめてまいらうというふうにお考えをいただいております。

○登坂委員 そういう諸施設は、地方自治体と協調のもとに、審議会の議を経て前進的な計画を立てて、一般大衆のために利用の限度を示しつつ策定されるものであります。その費用負担については自治体はどういう補助なりあるいは資金計画なりが想定されるのでありましようか。

○首尾木政府委員 資金計画につきましては、ただいまのところ全体としての計画というものはいまだこれを決定いたしておりませんので、先ほど申し上げましたような全体としての計画というものを今後つくりまして、その計画に基づいて全体のワケを定めていくことになるわけでございます。

○登坂委員 大体全体の構想はほぼわかったわけでありまして、とにかく地元の方々の皆様方には富士はわれわれの大事な宝である、そういうお考えが強いと思っております。ですから、それを自然の環境を保護するということに力点を置いて、かつまたこれを最小限度に利用地域を設定し、その利用地域の利用計画にあつては、やはり中央と地方との綿密なる連絡をとりつつ、地方財政に負担をかけないように、地方においていままでもより強度な管理運営権を持つということが大事であらうかと思つておりますし、また環境庁もそういう方向で進むということが大体わかったわけでありまして、私はこの富士保全法なるものが契機になって、これがりつぱな実を結ぶことによつて、今後たとえば十和田湖とあるいは阿寒湖とか、そういういろいろな屈折の景勝地、そして比較的多数の観光客が参るといふようなところのいわゆる内水面の整備ということ、水はどうしてもきたなくしてしまつたとあんなかなか自浄作用、浄化作用というものは非常に内水面はむずかしいと思つておりますから、今後そういう内水面の整備にあつて、国立公園内の内水面の整備ということ、この富士保全法に準じた措置を全国の

そういう国立公園及び国立公園あるいは県立公

園、そういうもののいわゆる浄化整備に特段の配慮をお願いしたい、こう思うわけでありますが、そういう考えはありますか。

○首尾木政府委員 お尋ねの点は内水面の問題について対策を強化せよと、こういう御指摘の問題だと考えておりますが、私ども十分そういったような点につきまして今後対策を整備してまいりたいというふうに考えております。

○登坂委員 最後に環境庁長官にお尋ねいたしますが、とかくこの富士保全法というものは富士山の自然の美を永久に保ちつつ、そうしてかつまた国民的合意に基づいて最小の利用をはかり、利用施設にあたってはなるべくものをつくろう、こういう非常に自然公園法の中のむずかしい条件を保ちながらつづいてこれを第一番目として富士保全法なるものが制定されると思っております。こういうふうな御指摘のこの法案に対して、環境庁長官といたしましてその整備の徹底をはかると同時に、今後の強い指導体制をひとつお願いして富士保全法がついに実を結ぶようにひとつ長官の今後の特段の決意を伺って、私の質問を終わらしていただきたいと思っております。

○三木国務大臣 富士山は御指摘のように国民の最もすぐれたる共通の財産でありますから、これを保護し、これを利用するにしても整備された形で利用されなければならぬわけでありまして、この法律が国会で可決をいたしました立法化されますならば、この法律を適正に運用して富士山並びにその山麓というものが国民的象徴の場所にふさわしいような方法を考えるために一段と努力をいたしたい決意でございます。

○登坂委員 終わります。

○佐野委員長 この際、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後一時九分開議

○佐野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

第二類第五号

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第三十五号 昭和四十八年七月六日

す。

公害対策並びに環境保全に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島本虎三君。

○島本委員 委員長も御存じのように、先般公害特としていろいろ有明、水俣の調査に入りました。それと同時に、その後また各党としてもそれぞれの調査活動を展開しているわけでありまして、その調査の中で、特に私どもとしても最近の傾向をはっきりつかむことができるわけでありまして、その傾向の中で、環境庁長官に一つはつきり伺っておかなければならない問題があるのであります。

と申しますのは、最近経団連の首脳が、政府の水銀汚染対策に対して、苛性ソーダや塩素の生産をやめたりすると物価高になるといって率制的な発言をした、それに対して小坂経済企画庁長官が、関係官庁に伝えておく、こういうふうな言ったというところ、これは何か最近の環境行政に私としてはどうかするようない行為じゃないか。海岸というものの、また海洋というものはまさに世界の資源であって、特に日本民族のたん白源である魚介類を育てている重要な国民全体の資産になるわけですから、決して一企業がそれを専有していいはずの問題じゃないのであります。ところが、企業が無責任にもたれ流す水銀やPCBがとうとう人命を脅かしている、悲惨な公害病患者を出しているのです。第三、第四または第五ということになりますと、国民全体の生存をささぐかすような結果になると思っております。私は、そういうような見地からして重大な発言じゃないか、こういうふうなふうに思っております。幸いにして、自民党の副総裁でありそして環境庁長官でありますところの三木長官に、こういうような見解に対してどう思われるか、これでいいのか、政府の姿勢についてはつきり見解を承りたいと思っております。

○三木国務大臣 どういう場面にどういうことを言ったのか、私も承知しておりませんが、ここで

はつきり言えることは、環境庁はいかなる者のどうかつにも左右されるものではない、これは御信頼を願ってけっこうでございます。

○島本委員 そういふような副総裁の立場であるならば、少なくとも国民に誤解を受けるような発言を閣内ですることのないように、これだけは厳重に慎重ななければならないと思っております。経済企画庁長官ともなればその方面の指導者でもありまして、まさにいま長官が言ったように、そういうふうなどうかつ的な言動では困るんだということをおっしゃるに、軽はずみにも、それをお伝え申し上げます、便々と帰ってきている。こういうのはまさに閣内不一致であります。その不一致の責任は副総理はとらなければならないと思っております。これはほんとに笑いごとでは済まされないうような重大な要素があるもので、この点については特に注意を喚起しておきたい、こういうふうに思っております。

それと同時に、先般、本年の七月二日に私どもは重大な一つの要請を受けました。山口県の岩国並びに徳山、その方面のPCB並びに水銀の汚染についてであります。いずれその件については、われわれとしてははつきり政府に対策の要請をしこれを推進させたいと思っております、ここにはつきり聞いておきたいことが一つあるのであります。

大体、東洋曹達においてはいま言ったと同じような現象であります。指定工場を、逆に水銀のものを増設しようと思つたが申請を見合わせました、こういうような答弁がありました。それと同時に、鋭意隔膜法に切りかえる、この作業をやりたいと言っております。五十年の九月をめどにしたいと言っております。できない場合には、隔膜法に切りかえたほうの操業はする、ただし水銀を媒体に使う場合の工場の操業を中止するか、こういうふうな言つたらしいと言っているのであります。どうしてもしないのか、こういうふうな言つたら、国がやめろといえはやめます、国の指導に従います、こういうような言であります。これもまた私どもとしては、企業モラルというのか、あまり

にもいままでは国に寄りかかり過ぎておつたし、それは大企業や財界との関係はそれぞれありでしようから、これは自民党の性質としてはやむを得なかつたかもしれない。しかし、もう四十五年十月以降はこういう考えをやめたかということになぜ企業の指導を通産省がしないのか、これが問題であります。やはり隔膜法に切りかえられないう、また切りかえようとしても十分予定のコースまでいかなかった、数までいかなかったとすると、その際でも、これは国としては隔膜法に切りかえたほうがよろしい、水銀を使うほうに対しては操業を中止すべきであるというこの指導をなさるつもりかならぬつもりか、この点に対して、長官並びに通産省の基本的な態度を承りたいと思っております。

○三木国務大臣 隔膜法に対しての転換、これは極力ということばがついておりましたが、一日も早くやろうということですから、その前にクロードシステムにする、循環方式で外へ出さぬようにするということ、これは来年のどんなにおそくとも九月でありますけれども、主要な工場は今年中にやるということになっておりますから、まず第一の関所はそこをつくる、それがクロードシステムができないうものは操業を中止することになります。

○島本委員 クロードシステムにすべて転換させる、まことにけっこうであります。通産省に伺いますが、この際クロードシステムにした、そのシステムそのものは絶対他のほうに水銀が漏れるおそれのないものかどうか、また過去において漏れたおそれはないものかどうか、この点についてひとつ伺います。

○齋藤(本)政府委員 御指摘の東洋曹達と徳山曹達でございますが、東洋曹達につきましては、去る七月一日から作業用水につきましては循環方式に切りかえまして、作業用水を全部再度工程の塩を溶かします塩水池へ戻しまして循環をさせております。問題は、工場内に降りまして雨水の処理でございます、これにつきましては本年末まで

に全部雨水を収集して処理して再度工程に戻す、
こういふふうにするべく、現在対策を講じておる
ところでございます。

それから徳山曹達につきましては、作業用水に
つきまして六月十六日から一部循環方式に切りか
えておりますが、その他の水につきましても年末
までに全部循環方式にかえるように現在計画を
練っておるところでございます。循環方式にいた
しますと、この関係の水はすべて工程の中を回り
まして工場外に一切出ないわけでございます。そ
の間に一部のバランスがくずれまして、作業用水
の洗浄水等が、工程に戻します場合に工程に必要
とする水よりも排出される洗浄水が多くなります
ので、このバランスをオーバーします分につきま
しては、蒸発の工程を途中に入れます外に蒸発
をさせる、その場合に当然水銀が出ませんように
その水銀は回収する措置が必要だと存じますが、
そういう形によりまして水を工程の中をぐるぐる
回しまして、一切外には出しませんので、水銀は
外に出ることはないと思存します。

○島本委員 念を押します。過去にもそういうよ
うな点で被害を及ぼしたおそれがありましたか、
過去にありませんでしたか。

○齋藤(公)政府委員 まだ苛性ソーダ工場で過去
に完全循環方式をとっておる工場はございません
で、排水として処理をして外へ放流する、こうい
うようなことをいたしておりましたが、その場合
には、御承知の、現在の水質汚濁防止法によりま
す規制基準以下の排水ということで放流をされて
おると思存します。

○島本委員 重ねてこの点ははつきりお伺いして
おきますが、政府のほうでもこの点は十分御存じ
だと思存します。水銀を使っております山口県の
徳山並びに東洋曹達会社、それらの中で四十六年
以降については当然これは廃棄物を産業用廃棄物
としてこれをコンクリートに固めて埋め立てに使
うように現在指導され、これをやっているように
あります。ちょうど私も、帰るときに、魚汚染がい
ま大きい社会不安をもたらしておりますが、この水

銀とPCBの使用工場や使用量、その処理のしかた
と発生源の実態、これらが十分つかまれておらな
いというところは、これは熊本においても、同時に福岡
県においても、山口県においてもしかりであります。

ちょうど愛知県でも同じような事件が同じよう
な時期に起こっております。水銀を大量に使用
している工場、これが三井東圧化学、これは南
区にある。東亜合成、これは港区にある。この
二つの会社が、多量の水銀を含む廃棄物、これ
は塩水マッドにして、捨てた場所が一切わから
ない、こういうようなことになっております。そ
うして、三井東圧は二十六年から四十年までに一
万八千トン、コンクリートで固形化して処理し
た。東亜合成は、昭和十年から四十年まで、五千
五百トン、港区昭和町の東工場内に、四十年から
四十六年まで四千五百トン、東海市の南部一区の
自社敷地内に埋め立てをして処理した。両社とも
四十六年以降は千七百五十トン、これは東亜合成
ですが、これをコンクリートで固形化した、そし
てこれらもまた埋め立てに使っている、こういう
ようなことであります。ちょうどわれわれが調査
に入りました山口県の徳山でも、愛知県でも、同
じケースであります。

そうすると、通産省としては、そういうふう
にして四十六年以降はすべて埋め立てのために使え
という指導をなすつたのですか、どうですか、こ
の点伺います。

○齋藤(公)政府委員 御承知のように、塩を原料
といたしまして苛性ソーダを製造いたします際に
は、塩の中に不純物が相当まじっております。こ
れをマッドという形で回収をいたしております
が、その際にマッドの中に水銀が混入してまいり
ます。混入いたしましたマッドにつきましては従
来法律の規制がございませんでした。昭和四十六
年以前につきましては、御指摘のようになしてい
る工場におきまして、工場内の敷地にこれを埋め
立てておつたのでございます。四十六年九月に産
業廃棄物法が施行になりました、こういったマッ

ドのような産業廃棄物につきましては、埋め立て
るか海洋投棄をするか、いずれかで処理するこ
と、埋め立てる場合にはコンクリートで固形化し
たしまして、それがコンクリートから外へ流出し
ないよう処理をして埋め立てること、また海洋
に捨てます場合には同じくコンクリートに固形化
をしまして、それが外に漏れないようにして捨て
るよう、こういった法律の規制が適用になりま
したので、四十六年九月以降は、全工場がこうい
うふうにコンクリート固形化をいたしまして工場
に埋め立てるなりあるいは海洋深部に投棄するな
り二つの方法で現在処分をいたしております。

○島本委員 運輸省に伺いますが、そういうふう
にして四十六年以降は工場の地先または出先、こ
れらを工場廃棄物によって埋め立てをせんとする
場合には、その埋め立てに対して無条件でこれを
許可しておりますか。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。
ただいま先生御質問のいわゆる産業廃棄物を利
用しての埋め立ての問題でございます。これは私
どものほうで特にこういう方法でこういふこと
やらなければならぬとか、そういうような埋め立
ての免許あるいは認可に際して特別なものはござ
いせん。ただ環境問題として十分注意しなければ
いかぬということで、外へたれ流しをしたり、
そういうようなことをしないように注意するとい
う事項は免許条件にたいして入れさせるように指
導いたしております。

○島本委員 ちょうどわれわれもその点について
は昭和四十五年の十二月の公害国会、この際に十
四の法律案をいろいろ審議した。その中に、産業
廃棄物と家庭の廃棄物、この処理についてもはっ
きり立法化し、改正したわけでありました。です
からそれに応じて処置されている、この点につい
ては私は何ら異議をささむものではありません。そ
うして環境を十分はかって埋め立ても許可してい
る、これも当然でございます。そうすると徳山曹
達では四十一年度以降知事と運輸省の港務局の認
可を得て、地先百二十万平米についてこれを埋め

立ての許可をすでもらっておるのであります。
そうしてその周辺には瀬戸内海のいわゆる国立公
園地帯である西ノ島、中ノ島、鍋島、竹島、この
島を含んで全部埋め立てを許可することになるの
であります。そうなりますと、これは島が一つず
つ国立公園としてその意義を認められて、そうし
て国立公園地帯に指定されているその島に埋め立
てる、それも産業廃棄物によって埋め立てがいま
百二十万平米にわたって行なわれることをすでに
許可をすつと以前からとっている、——一体瀬戸
内海の国立公園の実態はどうなんですか。いま
言った西ノ島、中ノ島、鍋島、竹島これらは国立公
園地帯の島嶼じゃないのですか。あつたとするなら
ばこれを許可したときの条件をお示し願いたい。

○首尾木政府委員 御指摘の埋め立ては、西ノ
島、中ノ島、鍋島、竹島という第二種特別地域に
かつて埋め立てる、海面そのものは普通地域と
なっておりますが、これは四十一年の四月十八日
に許可がおりております。これは普通地域を含め
まして全体で約百七十七万平方メートル、百十七ヘクタール
でございますが、この特別地域にかかつている部
分と申しますのは、いまの海面に接する部分が特
別地域ということになるわけでございます。そ
れについては許可がなされておるわけでございます。
このときの条件でございますが、これにつ
いては、許可の条件としては特別のものはないま
せんけれども、県に対しては、当該埋め立て地
域については将来これをできるだけ緑化するよう
にという指導をさせるということをいたしてお
るわけでございます。その後、昭和四十八年六月で
ございまして、県におきまして全面積の二〇％を
緑化するということで工場の配置計画あるいは緑
化計画等を誓約書として県のほうに出させてお
る、こういう経緯でございます。

○島本委員 もうすでに水島では、鷲生国立公園
の中の特別地域でさても松が排煙のために枯れて
いるのです。煙がその場所だけに停滞しているの
じゃないのです。そういう状態の中に何のためにこ
の四つの島、このあたりまで埋め立てを許可しなけ

ればならないのですか。瀬戸内海はどうでもいいのか、考え方は。ほんとうに瀬戸内海の環境を保全するならば環境アセスメント、こういうものに対して十分考慮してやったのですか。いまやったその程度の暫約はどこでもやっているのです。環境庁ができて以前厚生省がやっていたのと同じなんじゃないですか。こういうやり方では何にもならない。それだけで環境の保全は十分やれますか。環境に關してのアセスメント、こういうものに対して考慮を払ったのですか。その中で企業活動がどのようにして展開されていくと、結局国立公園内のこれらの島はそのままの状態であるわけが全然ないじゃないですか。もうすでにわかっている。これは企業優先の考え方と違いますが。環境従属、企業優先、こういうような考え方はいまごろあつてはならないのです。依然として環境庁はそれをやらしている。とんでもないことです。この企業はこれだけ埋め立てなければやれない企業じゃありません。行つて見てください。環境庁。こうまでして環境を破壊して一体何のかんばあつて環境庁の各局長はそこに並んでいることができるのですか。総辞任でもしない国民のために済まないと思わないのですか。いまの見解はつきりさせてください。

○首尾木政府委員 瀬戸内海の埋め立てに關する問題でございますが、御指摘の件につきましては昭和四十一年に行なわれたものでございまして、当時といたしましては、当時と現在におきましては自然環境に対する考え方というものが非常に大きく変わつてきておると考えております。四十一年当時におきまして、この地域は特別地域も含めましてほとんどが普通地域でございまして、この百十七ヘクタールといったような非常に大きな埋め立てが国立公園地域内に行なわれているというところでございまして、今日の状態におきましては、私も国立公園内においてこのよう大きな埋め立て工事というものは容易に認めるといふことはございません。十分に事前にアセスメントをやりまし

てやるべき問題だといふふうに考えておりますが、当時の状態といたしましてそのよう十分な環境アセスメントらしいものが行なわれておらなかったといふことは事実であらうと考えております。私ももといたしましては、やはり瀬戸内海の国立公園の重要な地域につきましては、今後十分自然環境といったような面からのアセスメントも強化をいたしまして対処していきたいと考えておるわけでございます。

○島本委員 そうしたならば、いまの埋め立ての工事は環境アセスメントを考へて変更を考へますか考へませんか、運輸省。

○岡部政府委員 ただいま先生のおっしゃいました問題点、私もその考え方をしっかりと申し上げました。この免許条件において申し上げましたように護岸を十分築造して内部のものが外へ流出しないようにという条件はございまして。ただ、いま先生のおっしゃいました平面計画としての問題点、いわゆる国立公園の特別地域である島等の問題点、これにつきましては現実の問題として埋め立て計画を変えなければならぬわけでございます。その辺は県とこれから相談をいたしまして、県の指導によつて会社が埋め立て計画を変へるかどうか、その辺についてもう少し詰めてさせていただきます。

もつと言いたいのですが、少しふんまんやる方ないままに次に移ります。

同じような状態で北海道に知床半島があります。あの知床半島は国立公園に指定されておりますが、一種、二種、三種、それぞれあるようでありますが、その面積どうなつていますか。

○首尾木政府委員 知床国立公園の特別保護地区が二万一千三百七十七ヘクタール、全体の五一・五でございまして。特別地域が全体として二万五千二百ヘクタールでございまして、四八・五に当たります。このうち第一種が四千二百六十七ヘクタール、第二種が六百九十二ヘクタール、第三種が一万五千九百九十九ヘクタール、若干残つておりますのがこれが普通地域でございまして、知床国立公園の全体の面積は四万一千三百七十五ヘクタールでございまして。

○島本委員 国立公園地帯の第三種といわれる特別地域、これはどういふ地帯ですか。

○首尾木政府委員 特別地域の中で第三種の地域というのは、特別地域の中といたしましてはその風致の保全といったような観点から申しますと一番低いグレードの地域でございまして、たとえて申しますと、個々の林業等につきましては、通常の林業ならばそこで行なえるというような地域でございまして。

○島本委員 国立公園部長の通知によつて第一種、第二種、第三種自然公園の特別地域区分として、「第三種特別地域は、特別地域中では風致維持の必要度が比較的小ない地域で、風致上の規制を行なうにあつては、特に景観に重大な影響を及ぼすと思われる顕著な行為を規制し、通常の産業行為は原則として許可されるものである。」というふうな資料が届いておりますが、これに間違いございませんか。

○首尾木政府委員 その通知は、昭和三十四年十一月九日の国立公園部長通知というもので出されておるものでございまして。

○島本委員 現行ですか。

○首尾木政府委員 この通知が出されて後におき

まして特に一般的な通知といふものは出されておられません。これは一種、二種、三種と申しますのは、国立公園計画に基づきまして保護計画としまして第一種特別地域、第二種特別地域、第三種特別地域という区分を出しております。目安でございます。したがつて、この考え方と申しますのは、いわば非常に抽象的な形でもって指示をいたしておるものでございまして、したがつて、その内容の運用につきましては、この当時に比べますと、今日の状態といふのは非常に強くされておるといふふうに考えております。

○島本委員 全然反対なようです。というのは、通常の産業行為は原則として許可される、その第三種一万五千九百九十九ヘクタール、これはどういふふうにして産業行為を許可しておりますか、これは林野庁。

○松形説明員 お答え申し上げます。当地区には国有林あるいは民有林等がございまして、国有林につきましては、環境庁と一括協議いたしております。民有林の場合には、その年度ごとにそれぞれ許可申請を出して環境庁の許可があつてはじめて伐採をする、こういうふうな仕組みにいたしておるわけでございます。

○島本委員 いまこの第三種の特別地域において、十條製紙が請け負つて大量の伐採をしている事実がございまして、ありませんか。

○松形説明員 お答え申し上げます。当地区には十條製紙の社有林といたしまして一千二百ヘクタールございまして、したがつて、その一千二百ヘクタールにつきまして、年度ごとに先ほど申し上げましたように環境庁の許可を得まして伐採をしていく、こういう事実がございまして、二〇%かせいぜい三〇%の択伐をやらしているんですよ。何のために五〇%をこえるような皆伐をお認めになつたのですか。その理由を聞かしてくだ

さい。

○首尾木政府委員 先ほど林野庁のほうから、十條製紙の伐採の問題につきまして環境庁長官の許

可というふうなお話がありましたけれども、事実は、これは施行令によりまして、その伐採につきましては権限が委任されておりました、北海道知事がこれを許可をしているということでございます。この地域につきましては、全般として第三種の地域でございますが、先生御指摘のような択伐を原則として行なうというふうな事になっておると承知いたしております。

○島本委員 その事実はもうすでに一週前前に調査に入つてはつきり見届けてあるのです。林野庁も環境庁も知床の調査を最近いたしましたか。

○首尾木政府委員 知床国立公園の調査でございますが、私どもの直接の担当官といたしましては、阿寒に国立公園事務所がございまして、夏季の間知床のほうに管理人が現在駐在をしておる、これは夏季だけでございます。そのような意味で目が十分届いていないというところは遺憾ながら事実でございます。したがって、私どもはその管理人を通じて留意すべき事項について報告を受けておりますが、特別に知床についての全般的な調査というものは、指定以降におきまして特に行なつたことはございません。

ただいま先生のお話のございました十条製紙の社有林の伐採等の問題でございますが、この辺の状況につきましては、目下阿寒の事務所からさらに人を派遣いたしまして、この辺を現在調査をいたしておる段階でございます。

○松形説明員 お答え申し上げます。

国有林は御承知をいたしております。とくに、営林署がございまして、斜里営林署が管轄しております。したがって営林署には担当区とか、いろいろ巡視のための制度あるいは人員を配置しております。常時これを見回つておるわけでございます。なお今月の二日であつたと思ひますが、北海道庁並びに北大、営林局、地元町村、それに十条製紙も加わりまして現地を調査した次第でございます。

○島本委員 ここに国立公園知床半島の一種、二種、三種の特別地域の指定の図があるわけです。

環境庁、この第三種を指定したという根拠は何ですか。

○首尾木政府委員 先ほど全体につきまして御説明申し上げましたように、全体の相当広くの部分を、この地域につきましては特別保護地域ということで保護いたしておるわけでございます。全般をいたしましてこの地域を指定いたします際には自然環境の保持、自然環境としてのすぐれた具合によりましてこれを指定いたすわけでございますが、なおそのほかに私権との調整という観点からいたしまして、どうしてもやはり林業等との調整というふうなことで第三種の程度の規制をかけざるを得ないというふうな、話し合いが成り立たなかつたということで第三種の指定をやつていゝるというふうなものであるわけでございます。この地域につきましては、そのようものが含まれておると考えております。

○島本委員 特別保護地区、第一種の特別地域、第二種の特別地域、第三種の特別地域、それぞれこれははつきり分化されておるのですが、何ですか、これは特別地域の中を縫うようにしてほとんど第三種を指定してあるじゃありませんか。そして第二種はほんのちよつぱりしかない。第一種でなければ第三種でしょう。こういうふうな一つの自然環境保護の基本的な立場というものは一体だれのためにあるのですか。これは造林業者のために国立公園を指定するのですか。この地図を見ても全然なさい。特別地域、この間を縫ってほとんど全部が第三種じゃありませんか。第一種も第二種もほんのわずかしかなかった。どういうわけで第三種をよけいにしてやつたのですか。業者のためですか。

○首尾木政府委員 自然公園の地域といたしましてそれぞれの地域を指定いたしますのは、原則といたしまして先ほど申し上げましたようにその自然のすぐれた具合、これを保護する必要性に應じて特別地域それから特別保護地区、それから特別地域の第一種、第二種、第三種を指定いたしておるわけでございますが、なおその指定の間

題につきましては、やはり林業との調整といったような観点からいたしまして、どうしても強い規制地域になし得ない、それをするのが困難であるという場合がきつめて多いという実情にございまして。この知床国立公園でございますが、これは先ほど数字で申し上げましたが、特に特別保護地域が非常に多い地域でございます。半分に近い特別保護地域、特別保護地区をとつておりますので、その面ではこの知床国立公園というものはかなり強く保護が行き届く公園というふうな考へております。

なお、第二種が非常に少なく第三種が非常に多いではないかという御指摘でございますが、この点は特別に二種を少なくするという趣旨ではございまして、むしろ一般的に第三種のこの地域、つまり林業経営との調整といった観点から第三種にする地域を広くとらなければならなかつたというのが実情であるわけでございます。意図的に第二種よりも第三種を広くしたというものはございません。

○島本委員 いまの答弁は納得できません。それじゃ、知床半島の中で特別地域はよろしい。それに匹敵するだけ第三種が多くて第一種、第二種は少ないというのはいくらわけですか。その必要がないというところでしよう。第三種は業者が営業行為として、産業界として原則として乱伐もできる個所なんです。それを十条製紙が五〇％以上もいざ伐採をやつておるのです。そういう実態を知らないでそういう机上の空論みたいなことを言つてもだめです。そして民有林の場合には針葉樹はほとんど皆伐している。これは一体どういふふうなことでやつておるのか。その場合、林道やそういうふうなものに対してどういふような措置をしたか。これは林野庁にお伺いいたします。林道はどうしましたか。

○松形説明員 お答え申し上げます。

先ほど環境庁のほうから御答弁がございましたように、第三種につきましては産業界の行為が認められておるわけでございます。したがって、先

生がおつしやいましたように皆伐もできるということにはなつております。しかし私ども、特に国有林の多い地帯でございますから、第二種並みの択伐三〇％という施策をとつておるわけでございます。これはそれにならぬように十条製紙におきましては大体三〇％の択伐というふうな施策方針を社としてとつたわけでございます。ただ部分的に針葉樹等につきまして先生のおっしゃるとおり五〇％というふうな場所があるかどうか、私存じておりませんけれども、私どものところに届いておりますのは、大体三〇％程度の伐採である。ただ現地におきまして伐採いたしましたときに風倒木が生ずるおそれがあるとか、あるいは択伐の技術論でございますけれども、一輪の木を中心といたしまして木のもととまりとして樹群と私どもも稱してありますが、一本抜くことによつて周囲が枯れるという現象がございまして。したがってその樹群単位に抜くということもございまして。したがって非常に小さい穴があいた場合には、その部分だけとりまして五〇％というふうな場合もございしますが、全体的に見ますと、環境庁のほうの認可をいただいた伐採量を大体守つておるといふふうに私どもも理解いたしておるわけでございます。

○島本委員 もし理解しているとするならば現実と違ひ理解でありますから、社会党の芳賀貴代議士と、それから中村波男参議院議員その他の人が行つて現地調査をして、この方法を見て然然としてきておるのでございまして、いづれ文書なり要請として皆さんがどきも抜かれるような状態の報告があるかと思ひます。行つてきた人が意図的な乱伐に驚いてきておる。五〇％以上ないなんて、見てきた上でそれを言うならよろしい。二〇％、三〇％の択伐をやる、これは国有林です。それから当然林野庁がやる。それから環境庁の指導のもとにやられるから、これはわかる。一たん民間にやらしたならば、何十％やつてどこを残したか、その辺なんか十分調査なさるのですか。まして林道をつくるのにブルドーザーを使つておる。あの辺一帯は火山地帯です。そうしてもうす

ぐ風化してしまふでしょう。それをやった事業体が森林開発公団、これが請け負ってやっておるのです。ブルドーザーで中腹から岩石をがけ下へそのまゝくずしておろしておる。それが林道だ。上のほうはよろしい。下のほうはほとんどこれまたいたむじやありませんか。こういうよりなやり方は木曾の山中であつて、この点でははつきりと、この方式はやめなすといふことを林野庁の長官がこの席で言明されてゐる。これが去年です。これもすでに今度知床でこれをやっています。これは一体どういふわけですか。この事実についてはつきりしていただきます。去年長官が、この方法はやめなすと言つてゐるはずで、その森林開発公団が請け負つてゐる。同じようにブルドーザーで林道をつつてやっています。環境破壊も著しいじやありませんか。環境庁もこれを知つてゐるのですか。

○松形説明員 お答え申し上げます。
ただいま先生のおつしやいましたように、関連林道といつたしまして——これは関連林道と申しますと、国有林、民有林を通じて、国有林の民有林協力という趣旨から開発公団にその実行をまかせたものでございまして、この林道は、昭和三十七年から四十二年までに一応関連林道といつたしましては完成いたしております。そしてなお国有林の林道といつたしまして、四十三年、四十四年、五キロ程度を延ばしまして、現在二十四キロといふ林道になつてゐるわけでございます。近ごろこの林道をつつたといふことはございませぬけれども、この林道に着手いたしたのが三十七年でございまして、国立公園に指定されたのは三十九年でございまして、その後はそれぞれ年度ごとに環境庁と協議をいたしまして、そして林道を實行いたしておるわけでございます。

○島本委員 十條製紙が皆伐した木材の搬出に便利なように、知床大橋から二十四キロの林道でしよう。七億円がけつてゐるでしょう。そしてそれをやつていながら、その途中では五十メートル程度の隧道、これに鉄骨を使うのに、また保守のために二千万円がけつてゐるでしょう。これは一体だ

れのためのやり方なんです。以前の話ですから、たぶん業者中心にやつたものだといふことは想像にかたくなりません。しかしいまこゝろいうようなことは許されなしい、いまの状態、この自然破壊の状態を完全にもとへ戻しておくようにしなければなりません。ただ単にグリーン作戦で空から緑の芝生の種をまいた程度でこれをまかしてゐる。こゝろいうよりなやり方はもうすでに許されなしいけれども、許されなしいはすのものが、いま大雪とともに北海道に残つた知床半島の知床国立公園地帯に行なわれてゐる。こゝろいうよりにして自然破壊をやらしてはたまつたものではありませぬ。またそれを監視するのに国立公園監視員は何人いて、給料は何ほ払つてゐるのですか。

○首尾木政府委員 先ほども申し上げましたように、知床国立公園には常駐の管理員を置いておりません。現在のところ阿寒国立公園管理事務所から夏季にこゝへ現地駐在の者を一人派遣しておるにすぎないわけでございます。

○島本委員 その一人の給料は幾らですか。
○首尾木政府委員 ただいま手元に資料を整えておりませんので、御報告させていただきます。
○島本委員 恥ずかしくて報告できないから手元に書類がないなんと言ふのでしょう。年間五万円でしょう。間違ひありませんか。

○首尾木政府委員 先生のおつしやいます年間五万円といふのは私にもちよつと思ひ当たらないわけでございますけれども、これは国家公務員といつたしまして、国立公園の管理員として派遣をしておるわけでございますから、五万円といふことはなにかと思ひます。

○島本委員 国家公務員としてはあり得ない。しかし臨時にどなたかを委嘱して、その人にやらして、本人は阿寒のほうにゐる。その人にやつてゐるのは年間五万円、実査として、この間本人に会つて確かめてきてゐるのです。そゝろいうよりなのはございませぬか。

○松形説明員 お答え申し上げます。
先ほどもお答え申し上げましたように、また先

生御承知のとおり、営林署がございます。営林署は大体平均的に百名程度の職員等がございまして、それでまた現地には担当区がございまして、この知床半島担当といつたしましては、二つの担当区を配置いたしておるよりなわけでございます。

○島本委員 三木長官、とにかく監視体制はなつておりませぬ。森林監視隊を出して、ヘリコプターでこれを監視するよりな大きい構想を出して去年できたのが自然環境保全法、實際やつてみたら国家公務員でもない特定の人が年間五万円程度で金でよりやく一人だけ、それも委託を受けて監視してゐる。こんな実態がほんとうだとするならばじやうだんじやありません。現在の環境庁は自然破壊のために手をかしてゐるよりなものであつて、環境庁の資格はない。それと公園環境の基準、これも明確にしないといけな。第三種地帯または普通地域、こゝろいうよりなところは何でもかんでもじやんじやん建つてゐる。自然環境破壊もはなはだしい。即時これは調査して、こゝろいうよりな破壊がないように、残つてゐるのは大雪と知床なんです。それがないうちに環境庁も林野庁も十分手配してもらいたい。このことだけ強く言つておきます。すぐ調査してみてください。

この第三種はみだりに伐採してはならないので、基準は皆さん言わなかつたけれども、海から見て環境の破壊にならない点を第三種にしたのでしょう。この知床は海からばかり見るのじやないのですよ。ほんの残されたりつばな環境保全地帯なんです。基準は、海から見ると環境が保全されていればいい、こゝろいうよりなこと低いところは皆伐してもよろしいといふよりな、またさういふ可能性のあるよりな第三種にしてしまつてゐる。こんなことではだめです。もう一回これを練り直してみてください。せつかく買い上げの予算もあるはずですから、もつともつと的確にこれを把握して処置しなければなりません。いまの監視体制も予算の使い方も全然なつておりませぬ。一回十條製紙その他を入れて再調査するかしないか、はつきりこの点言明してください。

○首尾木政府委員 十條製紙の問題を含めまして再調査いたしたいと思ひます。その結果によりまして、先ほど先生の御指摘もいろいろございまして、地域区分等の問題でございまして、これは私もいたしまして現在の情勢に即応するように国立公園全体として計画の見直しを考へてゐるわけでございます。その中において特にこの知床国立公園につきましては十分それを見直していきたい、かように考へております。

○島本委員 そゝろいうよりにしてやつてもらいたいと思ひます。
最後に一つ、最近また銀のたれ流しがあとを断たない。今度は徳島にもさういふ状態が発生した。これは三十二年に操業開始して百八十トンの水銀を使つてゐる。その中で、工場が塩水の電解作業場で、徳島大学の調査によると、従業員頭髪から最高千四百一十PPMの総水銀が検出された、こゝろいうふうにある。おそろく以前からこゝろいうよりなことがないように十分調査して、そして労働省なりあるいは厚生省なりこれに当たつてゐるはずで、現在もうすでにこゝろいう作業場がある。安全衛生法の改正は一体どういふことなんです。労働省来ておりますか。これを解明してください。一体どういふわけなんです。

○倉橋説明員 水銀の取り扱い労働者につきましては、安全衛生法に基づきます特定化学物質等障害予防規則によりまして所要の措置を事業者に行使させるとともに、特定の項目につきまして年に二回健康診断を実施するよう義務づけておるところでございます。

○島本委員 その答弁もまただめだ。一体、労働安全衛生法、これを改正したことを御存じでしやう。今度はあれはもう基準法から独立してゐるのですよ。そして独立の権限を持つて労働者を守るための法律だ、提案理由の説明もさういつてゐる。これもあらためて徳島大学からついに指摘されてよりやく調査にかかつた。その従業員頭髪から千四百一十PPMの総水銀が検出された。それで労働省はあわ食つてゐる。定期検診してい

るならば、こんなのは大学に指摘される前にわかつていなければならぬはずで、だめです、こんな態度は、すべて行政は立ちおくれです。自然環境保全、こういうふうな点においてもことに私は遺憾の意を表さなければなりません。まして瀬戸内海環境保全法、こういうふうなものが出てきてもさっぱり進捗しない、こういうふうな状態。だれが環境を守ってやらなければならぬのですか。だれのためなんですか。すべて国民のためです。企業のためじゃないのです。その点だけをつきり肝に銘じておいてください。通産省、環境庁、運輸省、労働省、林野庁もそうです。こういうような体制を一本にして、そのために副総理が環境庁長官にわざわざお出ましになったのですから、その意を体して、ひとつ環境保全のために公害防除のために格段の努力を払うようにしてやらなければならぬ。

最後に、三木長官の御高見を拝聴して私の質問を終わりたいと思います。

○三木国務大臣 いろいろ御指摘になった点で行政上留意すべき点も多いと思います。環境の保全ということは、これは党派的な問題でありませんので、島本委員の御注意の中でわれわれとして留意しなければならぬ点は積極的に取り上げて、遺憾なきを期したいと考えます。

○島本委員 終わります。

○佐野委員長 阿部未喜男君。

○阿部(未)委員 長官御案内のように、新全線から田中総理の日本列島改造論の中で、いわゆる山口県から福岡県、大分県の三県にまたがって周防灘の水深十メートルまでを埋め立てて大規模開発を行なうという計画が発表されました。しかし、これが瀬戸内海を殺すものであるというふうな観点から、私もこの委員会においてそういう計画は無謀ではないかという質問をし、幸い通産省のほうでも埋め立てによる開発についてはもう一度考え直さなければならぬ、そういう御意見を賜わって、年が明けて二月十四日、いわゆる十一府県知事の集合を願って、長官の瀬戸内海を守ると

いう構想が発表されました。そして周防灘総合開発の問題は一時たな上げ、特に埋め立てによる開発については見合わせるという社会的な要請、政府の方針が明らかになったわけでございます。したがって、私はもう周防灘が埋め立てによって開発が行なわれ、瀬戸内海がこれ以上よごされることはないものというふうに理解をしておいたのですけれども、最近の情報によりますと、ここ一、二年の間に周防灘の中心になる福岡県豊前市に豊前火力発電、当面百万キロワット、将来計画二百五十万キロワットという火力発電が二百二十万平方メートルの埋め立てを行なって建設をさる予定が進んでおると聞きますが、このような計画について、今日までの経過を踏まえ、長官はどのようにお考えでございますか。

○岡安政府委員 豊前火力の問題でございますが、私どもの承知いたしておりますのは、先生おっしゃるとおり、福岡県豊前市地先の海域におきまして三十九ヘクタールを埋め立てまして、当面五十万キロワット、将来百万キロワットの火力発電を設置をいたすというように聞いております。ただ、これはまだ正式に私どもも伺っているわけではございません。と申しますのは、私どもの聞いております限りにおきましては、埋め立ての免許申請につきましてもまだ県知事のほうに申請がなされておらないように聞いておりますし、その他の手続につきましてもまだ正式には手続が踏まれておらないふうには聞いております。

○阿部(未)委員 私は長官に、今日までの経過を踏まえて、そのような計画が進められておるとするならば長官のお考えはどうですかということをお伺いしておるのです。

○三木国務大臣 私は、できるだけ新規な埋め立ては抑制すべきだという考えであります。しかし、絶対というわけにもいかぬと思っております。そういう点で必要最小限度に抑制しなければならぬと思っております。もしそういう火力発電所の計画があるならば、できるだけ抑制したいという私の考え方に照らして厳重な——環境の諸条件も調

査をして、これは単に安易にそういう計画を認めるということではなくして、厳重な調査の結果によつてこの問題に対する態度をきめたいと考えております。

○阿部(未)委員 もう一つ長官にお伺いします。たしか長官は電調審のメンバーだったと思いますが、間違いないでしょうか。

○三木国務大臣 間違いないですね。

○阿部(未)委員 近く電調審が開かれるというふうに聞いておりますが、その御連絡をいただいておりますか。

○三木国務大臣 まだ来てないようです。

○阿部(未)委員 それでは後ほど経済企画庁に聞くことにいたします。私が申し上げるよりもむしろこの計画については、いま環境庁は当面五十万キロワットというお話があつていすけれども、会社の計画を見ましても、昭和五十一年に五十万キロワット、五十二年ですかに五十万キロワット、合わせて百万キロワットというのは具体的な日程にのぼつておるわけです。将来計画としては二百五十万キロワットあるいは二百五十万キロワットと、いろいろ意見が出ておるようでございますけれども、まず当面の計画について、私は百万キロワットのほうが正しいのではないかと気がいたします。

そこで、この計画の内容について通産省のほうから御説明をお願いします。

○和田説明員 いま先生のおっしゃいました豊前火力につきましては、昭和五十一年、五十二年の需要に対応するために、先生おっしゃいましたような五十万キロワットのをできるだけ早く着工いたしまして、五十一年、五十二年のピークに間に合わせたい、こういう計画でございます。

○阿部(未)委員 それじゃ環境庁に伺いますが、百万キロワットの火力発電が建設された場合、予想される大気汚染、海水の汚濁についてはどういう形になりますでしょうか。

○山形(操)政府委員 事前のチェックで計算したものを申し上げます。

将来の環境濃度を予測いたしましたところ、硫酸化物SO₂は、一時間値が〇・〇四一PPM、二十四時間平均値、これは最大値でございますが、これが〇・〇二八PPM、それから窒素酸化物のNO_xは、二十四時間平均値、これは最大値であります。これが〇・〇一四一PPMでございまして、昨今私どもがくりかしました見直しをいたしました硫酸化物及び窒素酸化物のきびしい環境基準以下でございますので、その基準は維持されるものと考えております。

○阿部(未)委員 いま豊前火力発電と豊前市あるいは隣の中津市その他の市と取りかわした協定を私はここに拝見しておるのでございますけれども、協定の中では、最大着地濃度が〇・〇〇九PPM、そして大体硫酸ガス、排出量が、九電側では千六百七十ノルマル立米、これが協定の結果千六百一ノルマル立米、こういう形になっておるようでございます。私は専門家ではありませんが、詳しいことはわかりません。しかし長官、この千六百一ノルマル立米という硫酸ガスを重さに換算してみますと、一時間にこれは三トン以上の量になるようでございます。年間二万トンの硫酸ガスがその地域に降ってくることは間違いがないのです。私は、この年間二万トンをこす硫酸ガスがその地域に降って、基準以下だから絶対に安心ですという環境庁の言い方について、それじゃ、もしここで公害が起きた場合、硫酸ガスの公害が起きた場合、あなたたちはその責任が持てるのですか。そのことをお伺いしたいのです。

○山形(操)政府委員 先生御指摘の、排出のノルマル立米をトンに換算しての数字でございますが、確かにトン計算では二万トンという数字も出てまいりと思えます。ただ、御承知のとおり、大気関係の測定問題としては、排出のほうの規制と、それから集合煙突で拡散の問題を取り上げて、それで計算をいたします。それから、ステーションにおける測定は環境濃度として測定いたしますので、それらをもとに国内でも国際的にも、

二十四時間値あるいは年間の平均値等をもって規制しておりますので、私どもはかつてきめられた硫酸酸化物の環境基準をさらに三分の一あるいは四分の一近くきびしく今回いたしましたので、この数字と照らし合わせて見るならば、一応人体の健康に対する被害の問題はなかりうかというふうに判断したところでございます。

○阿部(末)委員 長官、最近特に九州の有明海を中心にして漁業に関連をする皆さん方がたくさんお見えになっております。この皆さん方のお話を承っておりますと、企業の側で言っておることは、われわれは国が守れという基準を守ってきたのだ、あるいは国が規制をしなかったときは、国の規制がなかったままにやっていた、基準を守れといわれれば基準を守ってきた。いわば国の指示どおりやっていた。公害が出たら、それがあつたかもしるべて企業の責任であるかのごとくいわれる。そういう言い方で企業の責任がのめられるとは思いませんけれども、その企業の言い分の中には、やはり国が今までとってきた行政に対する不満というものを私は率直に言いあらわされておると思ふのです。先般長官にお願いした大分の新産都についても、大気汚染について御調査をお願いしました。私はここで、公害病が発生しておるようだから早く認定していただきたいということをお願いしたんですけれども、当時、危険ではあるがまだどうこうというようなことで、富崎課長さんでしたか、いろいろ報告を承りました。ところが、すでにこれが六月二十九日の地元の新聞でございましてけれども、県が委嘱をして調査をした医師会のほうから、かなり前から慢性の症状があらわれておるといことが発表されております。このこといまでも新産都です。大体国の定めた基準の中で操業をしてきたにもかかわらず、こういう公害病が現にあらわれておる。とするならば、いま局長さんのお話もありましたけれども、私どもしろうとの計算で、さつき申し上げた年間二万トンというのは、これは大体こういう計算なんです。一時間当たり千六百十一ノルマル立米の亜硫酸

酸ガスを噴出して、これを一日に直して大体三・三トン、そうして年間百分の七十の稼働であるとする、計算をしてみても二万トンの亜硫酸ガスが降ってくるという計算になるんです。それから、なおかつ煙突が二百メートル以上の高さであるからあるいは拡散をするから安全だろうとおっしゃってありますけれども、重ねて聞きますけれども、この地域で絶対に亜硫酸ガスによる公害は起こりませんということを環境庁は保障するかどうか、これを私はお伺いしたいのです。

○山形(操)政府委員 環境基準と疾病の発病との関係の御質問に關しましては、過去の行政でございました環境基準が低硫酸の燃料の不足の問題、それから脱硝技術のまだ未発達の問題等を含めて、過密の地域においてあるいは開発の進んでいる地域において環境基準を守っていても、やはり慢性気管支炎を中心とする疾病が発生しておったという事は、疫学的にもこれは十分証明されております。ただ従来先生方の研究成果からいって、これはどうしてもあとから疫学的に追っていくものでございまして、工場等のないきれいな場所においてもそういう疾病は非特異性疾病として発症いたしましたので、それとよごれた地域の発症がどのぐらいの比率があるかというようなことで疫学的に処理しておるものでございまして、したがって、過去は、過密地域では十年ぐらいを目途としての環境基準というございまして、先生御指摘のように、環境基準を守っていてもやはり病人がたたくさん出たということが、過密の四日市の裁判の判決にもありましたとおりでございまして、この点に關しましては私も十分反省をいたしましたし、さらに今回はほんとうに健康に被害のない点はこの数字になるかというのをもう一回見直しまして、いろいろな疫学その他実験動物の成績等を兼ね合わせて、従来の環境基準をさらにきびしくする数値を出したのでございまして、したがって、今回のきびしい硫酸酸化物の環境基準を維持することは、これは健康の保持に十分役に立つ数字であるということに判断しております。

す。したがって、過去ゆるかったという点においては私どものほうも十分反省しておりますが、今回見直しました数字につきましては、これを維持達成するならば、十分に健康の被害が起らないであろうということを私は言ひ得るのではないかと思います。

○阿部(末)委員 これは長官、電力会社にとつても私は気の毒だと思ふのです。確かに九州地方における電力事情が通産省の言うような計算に立つならば、これは不足をしてくると思ひます。そこで通産省はどうしてもやっぱり電気がほしいから、つくれつくれ、こういつておるわけですが、必要なら、日本人は公害から免れることができないだろう。若干電力について不自由があろうとも、人の健康を守るという基本的な観念に立つならば、もうこういふ無法なことはやるべきでない。若干の不自由を忍んででも健康を守るのか、必要な電力はあくまでもつくるという前提に立つて公害対策を行なうのか、その発想の転換を迫られておる時期だと思ふのですが、長官どうお考えになりますか。

○三木国務大臣 まあ電力の需要という面から、できる限りわれわれとしても電力の需要を節約するという面は要すると思ひます。しかし絶対量としてある程度の電力は必要でありますから、その場合に私は、ものの考え方というものを人間の健康か産業の開発かという二者択一的にとらえないのです。これはやはり両立させなければ、人間は原始時代に返るわけにいかぬわけですから、したがってこれは両立させたためには基準というものを非常に強いていくし、また燃料などに対してでもできる限り低硫酸の燃料を使うとか、両立させたためにはひとつみなが知恵をしぼらなければ、いま御指摘のように健康か産業か、という、それが発想の転換だとは思ひます。むしろどうやって公害というものを防ぐか。そのためにいろいろな投資を必要とすることはやむを得ないと思ひますね。そういう形で問題を解決することが現実的で、どちらか選べ、こういうふうになつてくると非常にこれは、いまのような近代社会で現実的だとは私は思ひませんのでございまして。

○阿部(末)委員 島本理事がおらぬからいいやうなものです、この前、公害基本法が変えられたときに、経済と自然、健康との調和という問題がありました。その調和を削ったという基本的な考え方立つならば、私はやはり原則として健康を守るという大前提を立てた上での開発でなければならぬ。まだ長官の頭の中には調和だという考えが残つておるようで、私が最も尊敬をし、日本を公害から守り、自然を守る第一者と思つておる長官にして、なおそのような調和というようなお考えがあるとすれば、まことに残念で、もう一べん、健康が優先するのだという信念を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○三木国務大臣 私は足して二で割るというやうなことを言つていないのです。しかしやはり公害防止というものは技術的に解決をしなければならぬ問題です。そうでなければ、みな原始時代に返れといつても返れないのですから、そういうことで、これからむしろ量的に生産を拡大していくというよりはかか公害を防止して、人間の健康等に害を与えない生産活動というものが要請されるわけですから、何か両方足して二で割るような考え方は私は好きではない。しかしどうしてでもそこに健康に非常に被害を与えるようなことで両立しない場合には、人間の生命と健康を大切にするというほうを選択することは当然であります。そうでなければ人間の社会というものは存立しなくなりまして、それはもう何ものにもかえがたい、一つの優先的に考えなければならぬことであることは申すまでもございませぬ。

○阿部(末)委員 長官は二者択一と申されましたが、長官がおっしゃるやうに開発しなければ原始に返るというの、これはまた暴論でございまして、私は今日から先の開発を急いで進めなくとも、今日の時点において公害を除いていくやうな

方法を講じて、それから後の開発でいいではないかという考えに立つておるわけですから、この点は長官としては若干暴論で、いま開発をやめれば原始に返るといふものか、考え方はないと思ひます。したがって私は開発を急ぐ必要はないのではないかと、これからの開発については人間の健康が優先しなければならぬ、そういう観点でものを考えるべきではないかと思ひますが、ひとつ長官のお考えを教へてもらいたいと思ひます。

○三木国務大臣 いま私の申ししたように、量的拡大といふのは一つの方向転換のときになっておるわけですから。選挙をやればみな各党とも生活優先と言ふことは量的拡大といふことではないです。やはりいままでおろそかにされておつたいろいろな質的な面における諸条件を整へていくといふことが時代の要請でありますから、したがって、開発といふのも、むやみに量的拡大を目ざした高度経済成長時代のような成長第一主義という時代は終わつた、これはもう大きな転換期に差しかかつておると思ひますので、むやみな開発を私は奨励するものではありません。

○阿部(未)委員 次に、通産省に伺ひますが、この計画でいわれる公害を防止するためにどういふ施設が考へられておられますか。

○和田説明員 まず大気汚染の問題でございますが、二百メートルの一、二号の集合煙突を使ひまして、できるだけ広い範囲に薄めてあれしようにとすることでございます。

排煙脱硫装置は、一、二号ともフルの五十万の出力に対して、半分の容量をつけることによりまして、着地濃度は〇・〇〇九でございますが、排煙後の等価硫黄分と申しますか、たゞ油の硫黄分でございますが、それが重油で〇・七三％の油をたぐのに等価の装置をつける計画にしております。

そのほかNO_x等につきましても、最近の進歩した技術、たとえば二段燃焼法でございますとか、あるいは排ガス混入法等によりまして、現在の技術の許す限りの、大体煙突の出口の平均濃度におき

まして二〇〇PPM程度の濃度に下げる、そういう計画をしております。

それから温排水につきましても、いろいろな施設をいたしまして、できるだけ影響面積を少なくしよう、そういうような公害防止施設あるいは方法を考へておるわけでございます。

○阿部(未)委員 〇・七三％の重油をお使いになるのですか。

○和田説明員 実際にはたゞ油は一・二ないしあるいは一・二少し出るかも知れませんが、半分の排煙をつけますので、煙突の出口の濃度におきましては排煙がないときに〇・七三の油をたいたと同じ、相当の油、こういう意味であります。

○阿部(未)委員 そういふ点でございまいでございよ。私もしろうとですが、大体〇・七三％の重油がこれでたゞくほどあるわけはないです。おそれくこれは排煙をつけたあとの濃度がそういう結果と同じになるだろうといふことをおしやつておるのだらうと思ひますけれども、そこでいまのお話では、五十万キロワット時の設備に対して二十五万キロワットの排煙をつける。二台で百万キロワットについて五十万キロワットの排煙装置をつける、こういうことのようでありまして、局長、先ほどあなたのお話ではこういうものをすべて施設したあとの計算として、環境庁の基準の中におさめる、こういうお話でしよう。ではいま日本技術で、湿式で二十五万キロワットの排煙がどこかにつけてあるところがございますか。

○和田説明員 排煙脱硫につきましては、現在すでにわれわれのほうとしましては実用化の段階に到達した、そういう判断のもとに、今後の低硫黄化対策の一環として積極的に推進することにしておりまして、現在稼働しております排煙脱硫装置としては、電気出力に換算いたしまして十五万キロワット相当のものが二基ございます。これは昨年から稼働しております、運転成績も良好でございます。

それから現在建設中のもの、最近運開いたしましたものといたしましては、湿式で二十二万キロワット相当のものがこれは名古屋で間もなく八月に運開をする予定になっております。目下試運転中でございます。このほうの成績も良好である、こう聞いております。

それで、九電力会社においても、約八百万キロワット相当の排煙脱硫装置を五十二年度までにつけようという計画をしておりますので、そういう現在の実績、今後の技術進歩から考えまして、豊前の計画しております五十一年度あるいは五十二年度において二十五万キロワット相当の排煙装置は十分実用化できる、こういうふうにわれわれ確信しております。

○阿部(未)委員 そういふ装置ができるならば、五十万キロワットの出力を持つこの会社の設備について、五十万キロワットの排煙をつけなければいけません。なぜ五十万キロワットの出力を持つものに二十五万キロワットの排煙をつけるのですか。五十万をつけたらどうですか。

○和田説明員 先生おっしゃるような五十万キロの火力に五十万キロの排煙をつける、そういうことも一つ考へ得るわけでございますが、御承知のように、電気の需要といふものは刻々変化いたしました、火力は五十万キロの火力でありまして、年がら年じゅう五十万キロの運転をするわけではございません。それでございまして、フルでなくその半量程度つけて、あとは燃料のほうは硫黄分を低下させていくということが一般的には経済的だらう、こういうふうに考へております。

○阿部(未)委員 これはおそろしく私は通産省の試算による九州地方の電力需要の表だと思ひますが、この電力需要の表によりますと、全部で百万キロワットの電力が半分くらいしか操業しないといふような、そんなばかげたことはありませんか。それなら初めから百万つくらないで五十万でいけばいいじゃないか、そんなに電力の余裕があるならば、余裕がないからこゝろあなたのほうは急いでいるのでしよう。それならば五十万の火力発電所は五十万の発電をすると思ひなければなら

ない。それに五十万の排煙をつけざるれば、かりにその稼働が若干下がったとしても公害はとまるわけでしょう。少なくなるわけでしょう。それに五十万キロワットの発電に二十五万キロの排煙でよろしいなどという考へを持つのですか。姿勢がおかしいじゃないですか。

○和田説明員 電力会社といたしましては、われわれも指導いたしまして、既設火力についてもおいおい排煙をつける計画にしております。先生おっしゃる通りに、五十万キロの火力をつくつて五十万キロの稼働をしないといふのはおかしいじゃないか、こうおっしゃいますが、私は五十万キロの稼働をしないという意味で申し上げたわけではなく、一年間通じて五十万キロの運転をするわけではございません、こういうことを申し上げておるわけでありまして、排煙の作製能力あるいは設置能力からいって、半量程度を方々の発電所につけたほうがより有効である、こういう意味でございます。

○阿部(未)委員 ここにやっぱ長官、私はからくりといひますか穴があると思ひます。ほんとに公害を撲滅するといふ前提に立つならば、排煙脱硫装置一つをとつてみても、完璧なものにしなければならぬと思ひます。それなのに、五十万キロワットの出力を持つ火力発電をつくるのに二十五万キロワットの排煙をつける。これは最高に稼働したときは二十五万はなまのままと出るといふことになるでしよう。それが平均年間着地濃度が何ぼだとか一時間当たり何ぼだとかいろいろ理屈を言ひますけれども、公害を撲滅するといふ前提に立ち、人の健康が開発よりも優先するといふ前提に立つならば、なぜ五十万キロワットの発電に五十万の排煙をつけないのでしようか。そういうところに私は通産省などのものの考へ方に、基準の中におさまりさすればいい、企業はかばわなければならぬという、健康を無視した開発第一主義の考へがあると思ひます。長官のお考へはどうですか。

○三木国務大臣 技術的な問題はあるでしよう

が、それが解決できるならば、全部やつぱりそういう装置をするべきだと私は思います。

○阿部(未)委員 通産省どうですか。

○和田説明員 九州電力管内におきましても、たとえば近田でございますとか唐津でございますとか、そういうところにも、それぞれ年度は違いますが、四十九年でございますとか五十年あるいは五十二年に排煙脱硫装置をつける計画がございます。そういうことで既設火力を含めて順次つけていくのが、火力の稼働条件からいまして一番公害を防止するのに効果がある、そういう考えで半量程度を順次つけていく、そういう考えであります。

○阿部(未)委員 私は既設の火力発電に排煙脱硫をつけるのはいけないなどということは一言も言っていないのです。当然つけるべきだと思っております。しかし同時に、新しくつくる火力発電については特に細心の注意を払うべきだという観点から、五十万キロワットの発電所には当然五十万キロワットの排煙脱硫をつけるべきではないか。その基本的な考えを通産省にただしておるのです。わかりませんか。既設の火力発電につけるから新しくできるものは半分でいいというお考えですか。私の言っていることがわかりませんか。

○和田説明員 半分でいいという意味ではございせんが、いろいろなところの公害防止を順次計画的にやっていく。それに排煙のみならず燃料の低硫黄化と両方の手段で対処しているわけでございますが、そういう燃料の低硫黄化、それから排煙脱硫による実質的な低硫黄化、この二つの手段の組み合わせにおきまして、半量程度つけるのが、全部一ぺんにつけられれば一番それにこしたことはないわけでございますが、設備能力でございますとか製造能力等も限りがありませんので、そういう全部つけるという点から見れば不十分ではあります。逐次そういうものを設置していくのが公害防止上一番最上の策ではないか、こういうふうに考えております。

○阿部(未)委員 私はそういう考え方がどうして

も納得できないのです。通産省は企業の側に立つて企業能力だけを考えている。それでできないのなら、さっき言うように、電力供給が若干おくれようとしても、できる能力ができるまで待たばいいじゃないですか。なぜそれをあわててつくらなければならないのですか。私がさっき申し上げたように、年間に二万トンもの亜硫酸ガスが降ってくる、そういう状況にある中で、なぜそれを急がなければならないのですか。まず健康に被害を及ぼさない最善の努力をしてつくっていくという姿勢がない限り、通産省は何か電力需要だけを考えて、人間の健康を無視するようなやり方は、私は絶対に納得ができません。なぜ五十万キロワットの出力を持つ火力発電に五十万の脱硫をつけないのですか。そういう指導がなぜできないのですか。それをやったら電力会社がつぶれるのですか。つぶれるならつぶれるという具体的な数字をあけてみてください。どうなんですか。

○和田説明員 先ほどから申し上げておりますように、公害防止上排煙脱硫だけではなしに燃料の低硫黄化、これのほうもむしろ大きな柱だと思いますが、それと排煙脱硫と併用して進めていくというところでございまして、そういう点からいって排煙脱硫装置を全部つけなければ公害が人間の健康にすぐに被害を及ぼす、こういうふうには私ども考えておりません。

○阿部(未)委員 どうも議論がかみ合わないようですけれども、低硫黄を使うということと排煙脱硫装置をつけるということは、結果的には同じ意味を持つとあなたさっきおっしゃったでしょう。私はこの湿式の脱硫装置というものは疑問がある。まず信頼するとして、ローサルファの石油を使えば、排煙脱硫装置をつけるかというところは、結果的には同じ効果を持つはずなんです。とするならば、非常に低硫黄分の重油が少くない今日、むしろ、八五％とあなた方が呼号しておる脱硫装置をつけたほうがより安全であるという理屈にならな

いでしょう。

○和田説明員 もちろん全量につければ、同じ油をたいた場合に、先生のおっしゃいますように、煙突から出てくる硫黄分が少なくていいわけでございますが、それはそれなりにいいわけでございますが、たとえば排煙脱硫装置にいたしまして、全国的に方々でつきますので、メーカーの製造能力だとかそういうことを勘案いたしまして、現在ではそういう計画で、燃料の低硫黄化と排煙脱硫装置の設置という二本の柱で進んでいきたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○阿部(未)委員 可能な限り公害の出ないような施策をとるべきだと私は思うのですが、いまの通産省の考えでは、何かメーカーのほうに排煙脱硫装置をつくる時間が無いのか能力が欠けておるか、いろいろ苦しい言いわけをなさっておるようですが、排煙脱硫装置をつけられれば八五％の脱硫ができるというならば、繰り返して申し上げますが、五十万キロワットの発電には五十万の排硫をつけるというくらいな姿勢がなければならぬ。

私の聞いたところでは、少しあなたと違いますが、いま日本の湿式の排煙脱硫装置は十七万ができています。おそろく、二十万が何かできつつあるが、二十五万が限度ではないかと聞いているのです。二十五万の排煙脱硫装置が限度だから二十五万をつけるというのですね。

あなたはさっき八百万ができるとかなんとかがおっしゃっていましたが、いまの日本の技術能力では、二十五万に着手をしている、二十五万が限度ではないかといわれているから、二十五万の排硫をつけるのであつて、あなたがそのことを、氣ばつて、大きいのができるとか、ハチの頭とかなんとか言っていましたけれども、そういうものでないか。私の聞いた限りでは、二十五万が限度だろ、こう聞いているのですが、どうですか。

○和田説明員 豊前火力につきましては、計画におきましても、完成年度が五十一年あるいは五十二年でございますので、われわれといたしまして

は、二十五万が限度とは考えておりません。ただ、先生おっしゃいますように、現在運転実績があるものは、十五万がわが国では一番大きいものでございまして、間もなく運転に入ろうとするものも二十万でございます。

それから、さっき八百万と申し上げましたのは、全部の排煙脱硫装置の合計でございます。タンクの容量ではございません。

○阿部(未)委員 そこで長官、大体お話をわかったと思うのですが、あなたは電調審の委員でございまして、いまの二十五万の湿式の排煙脱硫装置と五十万の出力を持つ発電との関係についてはわかっていただけたと思いますから、もうこれ以上申し上げません。

その次にお伺いしたいのですが、一体この排煙脱硫装置というものが、いま通産省がおっしゃっておる、あるいは電力会社が言っておる八五％の脱硫能力があるという点について、措信し得るものでしょうか。

私は先般、中部火力の発電所の視察に参りました。加藤さんというあそこの方にお聞きしたときに、社長さんだかその次の人か知りませんが、とにかく中部火力の方のおっしゃったのは、こういうことを言っておったのです。なぜここには排煙脱硫装置をつけないのですかと聞いたところ、これはまだ役に立たぬからとわかれぬ、だからつけないんだというお話を私は聞いたのです。

ある電力会社の責任者は、排煙脱硫装置は役に立たぬからとわかれぬのでつけません、こうおっしゃる。一方の社長さんは、これさえつけば八五％脱硫できる、こうおっしゃる。われわれしろうとは、どっちを信頼すればいいかわからなくなってくるのですが、どうなんですか。これはだれが答えてくれるのですか、通産省ですか、環境庁ですか。

よりでございますし、それから、ほかの湿式のもう少し小さい例でございますが、九一〇程度の実績をあげているようでございます。

排脱にいたしまして、いろいろな方式がありまして、この方式ごとに技術開発の度合いが違ふと思ひますが、われわれといたしましては、少なくとも八五〇以上は排脱効率はある、こういうふうに確信いたしております。

○阿部(未)委員 私に疑問がありますけれども、やはり公害防除の対策としては、ないよりもあったほうがいいだろうと思ひます。したがって、この点についてはもうこれ以上論争しませんが、いわゆる湿式の排脱の装置にしても、これが絶対に八五〇の脱硫をするというだけの確固たる基準というものはないと思ひます。だから、たとえ排脱装置をつけてもお危険であるということがいえるのではないかと思ひます。すけれども、これはきよりの議論の外に置きます。

さてその次に、さつき通産省のほうでは、大体一・二くらの重油を使うことになるだろう、こういうお話をございました。一・二の重油を使うとしますと、私の計算からいいますと、年間大体百四十万キロリットルに相当すると思うのですけれども、この程度の一・二の重油が使われるという事になりますと、この場合に、窒素酸化物は一時間当たりどのくらいの量排出されることになるまいしょうか、環境庁。

○山形(機)政府委員 ちようど先生おっしゃいましたS分一・二に相当して排脱をしておるということでは、びつたり合うかどうかわかりませんが、一応二百五十PPMが勘定した数字だと思ひます。

○阿部(未)委員 大体私の勘定と合うようでございます。そこで、局長おっしゃるように二百五十PPMとしますと、これは重さに換算してみまして、一時間に千五百キログラムの窒素酸化物が排出をされるという勘定になるようですが、この勘定は間違ひありませんか。

○山形(機)政府委員 申しわけありませんが、その換算数字はいま持つておりません。

○阿部(未)委員 それじゃ、私の計算ですから、誤りがあれば後ほど直してまいりたいと思ひますけれども、さらに一時間に千五百キログラムの窒素酸化物が排出をされるということは、小型の自動車で大抵一万二千五百台分の排気ガスに相当すると思ひますが、この勘定はどうでしょうか。

○山形(機)政府委員 前に私どもの環境庁のほうで東京湾を中心にして各移動発生源等の排出係数を出したことがございます。それでいきますと、ガソリン自動車の場合にはパーキロリットル当たり十六・三キログラムという数字が一応出ております。それとこれとが、いま先生おっしゃった一万二千五百台とが計算がうまく合うかどうか、少しやってみませんとわかりませんので、いままうお答え申し上げかねます。

○阿部(未)委員 もう一ぺん念のために申し上げておきます。小型自動車では一万二千五百台分ですから、一ぺん計算をしてこの次のときでも示していただきたいと思います。

そこで、窒素酸化物と公害との関連ですけれども、環境庁のほうではこれは七月の二日ですとか三日ですとか、窒素酸化物の野放しをきびしく規制をする。この中でいまおっしゃった二五〇PPM、これが火力発電の場合の大体の基準になっていると思うのですけれども、これを少なくともいふゆる二段階燃焼法等によつて七月以降ですとか一八〇PPMぐらいまでは下げたい、こういうふうな発表をなさつておるようでございます。

ところで、いま予定されておるこの豊前火力発電の場合には二五〇PPMという一応の考えを持つておるようでございますから、こういう点について、これは通産省、公害対策の面から窒素酸化物の規制についてはどう考えておりますか。

○和田説明員 窒素酸化物につきましては、発電所から出る分の影響をいたしまして一応われわれのほうで試算している数字は着地濃度で〇・〇四PPM、これは一時間値でございます。最近

発表されております二十四時間値の〇・〇二に比べて一けた低い数字である。そういうことで、現在の環境濃度等から考えまして差しつかえないのじゃないか、こういうふうにご考慮しておる次第でございます。

○阿部(未)委員 いまの計算で、新しい環境庁の基準との対比はどうなりますか。

○山形(機)政府委員 窒素酸化物に關しまして、現在の発電所の環境濃度というものは、二十四時間値で申しますと、これはNO_xでございますが、〇・〇一でございます。今回の発電を行ないまして、それで付加する分が〇・〇三と出ます。したがって、その両方を足して、将来の環境濃度というものは〇・〇四一が将来予測の環境濃度となります。したがって、昨今つくりました二十四時間値のNO_xの環境基準が最終的には〇・〇二を目途にせよというものは私どものつくつたものでございます。過密地区等については中間目標値をやつていくこととなりますが、〇・〇二でございますので、一番きびしい値以下になるということになります。数字の上でこれは満足するということになるはずでございます。

○阿部(未)委員 着地濃度と排煙中の窒素酸化物とあちこち入れかえて言われると、私頭が悪いからわかりにくいのですが、さつきおっしゃった一・二の重油をたいた場合には大体二五〇PPMになるだろう、こういうことになりましたね。その二五〇PPMと、おたくの発表によると一七〇くらゐに落としたいのだ、こういうことになっていきますね。それでは一・二の重油をたいた場合に排煙中のこの窒素酸化物が二五〇PPMであるというの、この数字が間違ひになるわけですか。

○山形(機)政府委員 失礼いたしました。先ほど私が言いましたのは着地濃度を中心にしての数字でございます。先生おっしゃいました排出口における二五〇PPM、これを今回私どもこの環境基準を維持達成するためにどのくらいに各企業で下げたらしめたいかという排出基準をこれからつくろうとしている最中でございます。電力会社等に

おきましてはすでにいろいろな二段階燃焼その他の措置によつて三、四〇%のものは落とせるであろうという見込みがついてございますので、それらを含めてこの計算は二五〇PPMというものが平均としては二〇〇PPMという数字が出てはおりますが、これをさらに低くするような基準をつくるのが私どもの目の下の仕事でございます。

○阿部(未)委員 長官、お聞きのように、まず硫酸酸化物の問題にしても窒素酸化物の問題にしても、まだこれで絶対という結論までには至っていないようでございます。そういう中でこの計画が進められておるわけでございます。

そこでもう一つお伺いしたいのですが、水質のほうの方見えておりますか。——この温排水についてひとつ伺いたい。どんな計画に相なつておりましたか。

○岡安政府委員 私どもの聞いておるところによりますと、温排水は温度の上昇幅が約七度ということで、毎秒四十トンの排水というふうにいわれております。これは夏季、冬季と違ふわけでございますけれども、かりに和田式という方式によりまして計算しますと、これは冬でございますが、幅が約二キロ、それから地先からの沖合に大体七百メートルというふうなことで、二度の温度の温排水が拡散されるというふうなことが計算されております。夏季におきましては、それが幅で約一キロ、それから地先で約五百メートルというふうな計算がなされておるわけでございます。

○阿部(未)委員 水産庁お見えになっておりますが、ノリの養殖について、特にこれは冬季です、十一月、十二月から一月、二月にかけて、一番冷たい温度の中にノリに二度という温度の影響を与えた場合にどういふ結果が出てきますか。

○松下説明員 温排水の影響は、一般に底棲の生物に与える影響が考えられるわけですが、先生のたいたいのノリについてであります。特にノリは高温の影響を受けやすいということがいわれておまして、漁場の冬季の水温が十度以上になると病害が発生しやすいというふうにい

れておるわけですが、ただし、これは地域地域によりまして非常に条件が違つてまいりますので、いま二度の差についてどういふ影響があるかということにつきましては現在即答できません。

○阿部(未)委員 この豊前海が日本でも有名なノリの産地であることは水産庁も御存じのとおりです。水温が上がると非常にノリが腐る、こういう状況が出てくるとも御案内のとおりです。大体豊前海の水産試験場の調査によりますと、一月、二月、三月という時期が七・二から六・七、八・一というところが平均です。したがって、日中の水温が大体十度から十一度くらいに上がってくる、十一度以上がたつたときに二度の温度を加えるから十三度になる、十三度になったらノリが全滅しますよ、そういうふうな影響を持つております。水温が二度とあつたとしても、その二度の水がノリが腐るか腐らないかという影響を持つてゐる。しかも、潮流というものは、海には県の境がありまけんから、これが県境でございましてここから向こうに行きまけんといわれないのです。あたためたい水が隣の県にも流れていくのです。そして大分県側のノリ漁場も影響を受けるであらうという温排水の排出について水産庁はどういうお考えを持っていますか。

○松下説明員 豊前海の火力発電所の温排水の影響範囲につきましては、ただいま環境庁からお話あつたとおりでございしますが、先生ただいまお話しございました大分県側に対する影響でございしますが、これを設置予定地点から六、七キロメートル以上離れておりますので、いまのところ隣接いたします大分県の中津市地先への影響はないといふふうに、これは県の報告を伺つてゐる次第でございます。

○阿部(未)委員 それは県の報告がそうなつておるわけでございますね。潮流というものは行くものだと私は思う。大体魚に影響がないだらうとおつしゃつても、魚が行くか行かないかは魚のほうの都合によることであつて、こつちのほうの都合どおりには魚は動かない。同じように、潮流もこつちの予定どおりには動かない。どういふ形で流れていくか。たとえば二度の温度の差はなからうと、一度の温度の差があつても、ノリに影響するとは私は考えます。そして、水産庁のほうは、県の報告があつたからそれで安心だということ、あなたは絶対に大分県のノリに被害はないという保証ができますか。

○松下説明員 この豊前海の火力発電所に対して温排水の影響、漁業に対する影響に対しては県側の報告結果につきましては、私もまだ詳細存じておりませんので、必要があれば報告書を取り寄せて検討したいと思ひます。

○阿部(未)委員 水産庁のほうに参考までに申し上げておきますが、毎秒大体四百五十トンです。そして温度差は大体七度、これはため池のところに入つていく温度の差が七度ですから、流れ出るときはもう少し下がつておると思ひますけれども、最悪の場合には七度も温度の差、高い温排水が海中に流れ込むと見なければなりません。これは最悪の場合ですけれども、そういうことを前提に、毎秒四百五十トン、一日三百四十五万六千トンの温排水が豊前海に流れ込んでいくわけですから、これをどうして、なお開発を急ぐがゆえに、漁業に影響がない、そういうことが言えるかどうかという点について、詳細な調査をして私の手元まで届けてください。よろしくごさいます。

○松下説明員 ただいまの先生のお話でございしますが、まず私どもは、県の水産試験場でのいろいろ詳細な調査をなさつておりますので、その結果を十分検討させていただきたいと思つております。

○阿部(未)委員 調査結果の資料を私の手元に出していただくということをお願いしておるので、委員長いかがでしようか。

○佐野委員 水産庁、いいですか、資料は。

○松下委員 県の資料でなくて、水産庁の資料でございしますか。

○阿部(未)委員 あるものはみな。両方とも出し

てもらいたい。

○松下説明員 先ほど申しましたように、県のほうで詳細な調査をなさつておりますので、その結果を私どものほうとして十分検討させていただきたいと思つております。

○阿部(未)委員 出さかぬかと聞いておるのです、ほくのところに。

○松下説明員 検討の結果を提出したいと思ひます。

○阿部(未)委員 予定の時間が迫つてきましたので、次に経済企画庁にお見えになつておりますか。電調審はいつごろ開催される予定になつておりますか、次の開催は。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

七月の九日に開催いたすことにしております。

○阿部(未)委員 そこで議題として、どの地域の開発を承認をするというふうな議題を提案される予定になつておりますか。特に豊前海の問題が入つておるかおらぬか、ちよつと。

この問題につきましては、先ごろから関係省庁とも十分協議をしておるところでございます。また都道府県の意見も聞いておりますけれども、豊前海の計画につきましては現在なお一応漁業協同組合の合意の問題がございします。そういう問題がございしますので、この地点につきましては関係各省とも早急に協議した上で処理することにいたしたい、そういうふうにごさいます。

○阿部(未)委員 いまお話しがなされた漁業権の問題ですけれども、水産庁のほうにちよつとお伺ひしたいのですが、椎田という漁協があるのですけれども、この漁協でかねて豊前海火力建設反対の決議が行なわれておつたわけでございます。これは漁業権の問題についてでございます。

ところで七月三日に総会を開いたところ、この総会の第一回目の投票では、補償交渉に入るべきであるというものが百二十四、それから交渉に応じないというものが四十五票、無効が四、計百七十二票、こういう結果が出たのでございします。そこでもう一回、補償交渉に入るについていろいろまだ議論が出ましたので、反対決議を有効としたまま交渉に入るか、反対決議を撤回して白紙で交渉に入るかという投票をやつたところが、反対決議を有効としたまま交渉に入るべきであるというものが八十七、反対決議を撤回して白紙で交渉に入れたというものが八十四、行方不明の票が二票あつたわけでございますけれども、要するに三票の差が出たのでございします。漁業協同組合法によつて、このような意思表示について、監督官庁水産庁はどういうふうな判断をなさいますか。

○松下説明員 お答え申し上げます。

七月三日の椎田漁業協同組合の総会におきましてどういつた決議が行なわれたのか、そのときの状況がどうであつたのか、水産庁といたしましては詳細な報告を受け取つておりませんので、総会の議事録を取り寄せて、慎重に検討してまいりたいと思つております。

○阿部(未)委員 わかりました。

そこで経済企画庁にもう一つお伺ひしたいのですが、電調審のあり方なんですけれども、長官、これあなたもお聞きになつていただきたいのですが、この電調審のメンバーが、会長が田中角榮先生、大蔵大臣、それから農林大臣、通産大臣、その次がずつとありまして環境庁長官に至つておるのですが、そのほかに出ておる方々が、学識経験者等もあるようにございしますが、銀行とかあるいは企業のほうも出ておるようございします。

私は、この電調審のあり方を原則としてまず公開にできないものかどうか。原則として公開にすべきではないか。

二番目に、住民参加という意味から、それぞれ関係のある地域についてはその特に反対をする代表を加えて、どういふ理由で反対しておるか、そういうことについても意見を聞く。これはまあ、メンバーとして加えなくてもけっこうですが、参考人として呼ぶ、そういうような制度に改むべきではないか。さきに公有水面埋立法においても、地域住民の意見を申し述べることができ

るといふに法改正を行なっております。ましていわんや、善悪は別として、今日ほうはいとして住民運動が起つておる中で、その地域の反対する意見が一体どういふものなのかというのを聞いてみる、それだけのことは行政としてやらなければならぬ。

したがって、公開の原則と地域住民の意見を聞くという二つのことを、電調審の中へ取り入れてその運営がはかられないものかどうか。そのメンバーの一人である長官と、関係の経済企画庁のほうのお考えを聞きたいのです。

○三木国務大臣 電調審の中に反対者を入れるというところは適当だと私は思いません。しかしそこまで至るまでの間、これからの工業立地というものは、電調審の中にメンバーは入らぬにしても、地元と企業との間に十分な意思の疎通をはかつて、地元の理解、同意というものが必要になつてくるのです。実際問題、それくらいの努力をしなければならぬわけですから、電調審というものではなくて、工場立地の場合に企業側は地元の理解あるいは支持を得るためにあらゆる努力を払うべき時代である、こう思います。

それから、電調審の会議の公開ということはどうでしょうかね。長所、いい点もあるけれども弊害もあるでしょうね。これは直ちに答えをいたしかねます。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

いまの公開の問題につきましては、長官の御意見のとおりでございますが、もう一点地元の意見等を聞いたかどうかという点でございますが、これにつきましては電調審にかけるかどうかという問題につきましては、都道府県知事の意見をあらかじめ聞いております。そういったことによりまして、都道府県知事は地元の民意というものを十分に反映した上で御回答をいただいております。そういうふうに理解しておりますので、十分に住民の意見は審議会に反映されるのではないかと、かように考えております。

○阿部(未)委員 要望として申し上げておきます

が、地方自治体の議会が決議をした、地方自治体の長がいいといった、だからいいというものの判断は、やはり早計に過ぎるのではないかと。先般厚生省の見解を私聞いたことがありますが、地元の反対とは、特にそれによって影響を受ける住民の皆さんの意思のことをいうのであって、その議事が決議したから直ちに地元が賛成したというふうな見方はいたしません。これは厚生省のほうの見解で、浄化装置をつくる場合などについての見解なんです。これは参考にしてもらいたいと思います。最後になりましたが長官、電調審に臨まれる長官並びに関係の皆さん方について、私はいまここでどうせよこうせよというのを申し上げるといふようなおこがましい考えは持っております。ただ、いままでの議論を踏まえて、正しい判断を下していただくことを期待をして私の質問を終わります。

○佐野委員長 吉田法晴君。

○吉田委員 お許しを得て、カネミの油症患者に関する対策と、それから北九州市門司区の小野田化学工場で起こりました弗素の中毒等公害に関連をいたします問題についてお尋ねをしたいと思います。環境庁長官があの御都合もおありのようでございますから、環境庁長官に対するお尋ねを先にいたしたいと思います。

この国会の初期のころ、まだ予算審議が始まったばかりのときに、カネミの油症患者が大臣に目にかかりまして陳情いたしました。そのときに、患者が皆さん申されておりましたのは、これは三代の環境庁長官それから厚生大臣等に陳情をしてきて、大臣の見られませんでしたように、たいへん症状のひどい、しかもまだ治療方法が発見されていない、十人に近い人が死んでおる。未認定患者の認定の要望も強いが、残念なことに水俣病あるいはイタイイタイ病等については、水俣病については熊大、あるいはイタイイタイ病については萩野さん外たいへん篤志の人もございまして、その治療方法等も見えておりますが、カネミの場合には公的医療機関に対する不信もございまして、認定機関の改善についても考えてもらいたい。何よりも、早くその治療方法を確立をし、そして生活の不安その他を除いて、再び同様な食品公害が起らないような体制をつくってもらいたいというのを繰り返して望んでおりました。あの前後、患者さんに二人の大臣からも言明していただきましてけれども、その後どう進んでおるだろうかというところもあって、その政府の態度をいわずに究明するという気持ちもございまして、はっきりするまですわり込むつもりもあって出てまいりましたが、環境庁もそれから厚生省も誠意ある態度を示していただいたと考えて、すわり込まないで帰りました。ところがその後若干の認定患者の増加等がございましてけれども、対策についてはまだはつきりしない。そこで、数日のうちには全国の患者さんがそれぞれ各県の代表者をそろって出てくるという話であります。

そこで、この与えられました機会に、前回の、環境庁長官も含めましてこの政府で言明をいたしましたことに関連をしてお尋ねをしたいと思います。環境庁長官はその後の経緯については詳しくは御存じないと思いますが、お手元に幾らか資料が出ていますようでありまして、私はこういう問題は、これは公害問題全般についてでありますけれども、さつき産業と健康との均衡の問題が論議されておりましたけれども、日本においては、残念ながら人間の命と産業と比べてみて、人間の命が軽視をされてきた。万一の場合にも生命の補償が一千万円にもなりません。あの自衛隊機が日航機に突き当たって落としたときには欠点があったと考えられて、初めて一千万円をこしましたけれども、それまで人間の命が何百万円にしかありませんでした、正直に申し上げます。そして人間の命があまりに安いもので、あるいは軽視をされるものだから、この操業の点についても、工場の経営の点についても安かろうがよかろう、何とか安くあげるといふことが第一義的に考えられて、その結果がどういふように人間に及ぶかということとはほとんど考えなかった。これは水俣に参ります。

でも、あるいはこの間の第三の水俣病の出ました三井東亜化学に行ってもそれを感じます。あるいはイタイイタイ病に至っては戦争中の原因でもございましてけれども、鉛の生産を上げればいい、その結果がどうなるかというところは全く考えなかった。ですから、公害問題に取り組みについては均衡論がさつきありましたが、足して二で割る、そういうことは考えておられとおっしゃいました。おっしゃいましたけれども、この問題については、人間の、一人の命も地球よりも重いというところがほんとうに政治の上で保障されぬ限りは、これはなくならぬと思います。日本列島改造論に対して私どもが批判をいたしますのも、その点ややはり従来と同じではないか。成長政策を依然として続けられようとする。その結果が人間の生活にあるいは人間の生命に、健康にどうなるかということとはあまり考えられていないのではないかと、少なくとも従属視されておられるのではないかと。そういうことについて私ども反対の一番大きな理由があるわけがあります。

カネミの問題について、三木環境庁長官を含んで、公害に準じて取り扱ってやりたい、何とかしてやりたいというところを患者やあるいは関係者に言明をいただいたところでありますから、環境庁長官に、この対策の基礎をなす、何とかしてやろうとおっしゃったその基本的な精神はひとつぜひお尋ねをし、あと細目は順次お尋ねをしてまいりたいところであります。詳しく申し上げるあれはありませんけれども、たとえば国からあるいは公共団体から研究費の補助が足りません。九大の医学部がこの研究班なんです、研究班がカネミから二千万円の資金をもらった、こういうときはまさに政治の貧困の結果だと思えます。国から研究費が十分でないから、熊本大学と九大とがそれほど違ふとは思いませんけれども、その辺にやはり私は政府の責任を感じられますだけに、その段階で決定的な方向を出していただくためには、大臣の公開の席上での言明をぜひお願いしたいと思います。

○三木国務大臣 カネミ油症の患者の人たち、たいへん気の毒だと思つて、吉田議員も御承知のように、公害基本法の中には食品というものが入っていないわけですが、大気の汚染とか水質の汚濁とかそういう被害が公害基本法にあげられておるわけで、食品に対しても、厚生省にも言っておるんですが、食品の被害についても何らかの救済の制度が要るんじゃないかということを考えるわけでございます。カネミ油症については、昨年の十月の末だつたと思ひますが、九州大学の研究室によつて診断の基準、治療の方針というものが作成されたわけでございます。現行の制度のもとにおいては限られておる面もありますが、われわれとしてもそういう気の毒な方々にできるだけのことをしたいという考えは持つておるわけでございますが、いま言った制度の上においていろいろの制約を持つてゐる。公害基本法の中に食品が入つていない。別の制度をつくらなければならぬという困難な問題があるということでございます。

○吉田委員 公害基本法の中に食品ということが入つていないという御答弁ですが、三木長官にしてみても、たいへん逃げられるにしても逃げ口上が悪いんですが、被害者はこう考へてゐます。水俣病はチッソ水俣という加害者がある、あるいはイタイイタイ病は三井神岡鉱山という加害者がある、しかしその影響といふことは被害者の状況等がひどいから公害として取り上げられた。カネミの油症は、これは監督をしておりませんのは市や県それから食品衛生ということでは国でしよう。国や公共団体がこの食品は食えるんだ、心配は要らぬのだということ、監督行政の結果、判は押してないけれども、売り出されるときには監督官庁のいわば監督を通つて売り出されているものだ。私も参りました、最初に工場に入りまして、これは監督に入っている。しかし食品の中に有害なものが入っているかどうかは全く検査がされておられません。おそらくカネミの管理が不十分な工場の実態等も見えないのじゃないかと思ひます。そして試験所がございすが、その試験所は油の成分がどうだということだけしか検査されてない、こういう管理体制の悪い結果起こつたのではないかと不信がございします。そして初めの症状が十分厚生省やあるいは環境庁にわかつてなかつたせいかもしれませんけれども、公害取り扱ひを受けているところについては、加害者がわかつてゐるのに公害取り扱ひがなされておる。カネミにしたつて、カネミ倉庫と初め言ひましたが、倉庫の食品の油を食つたことは間違ひない。しかし監督の責任はだれが負つたのか、あるいは国民が食つても差しつかえないという保証は国や公共団体の証明があつたからこそ食つたのではない。なるほど広告には高血圧を下げるとかあるいは美容にきくというところが書いてありましたが、また高くないということも原因であつたかも知れません。しかし信頼をしたゆえんのもはや監督官庁の監督を通じてきたものだ。だからそれを食つたら死ぬようなことが起こるとは考えない、あるいは内臓から全身がおかされるということは考えなかつたと少なくとも考へてゐるのです。あるいはカネミに取り合つても考へてくれぬ。この間会合として警官に排除された。あれは、社長が会合と言つたのは初めてです。しかしその社長も患者とだけは会ひけれども、患者以外の者でつてくる者には会ひぬといつて警官を呼んで排除した。カネミは相手にならぬから市に陳情する、あるいは県に陳情する、そして何べんも上京して環境庁長官にあるいは厚生大臣に陳情をして何とかしてくださいというの、やはり悲願がこもつてゐるからです。そして会つてくださらひといことがわかつたから、何とかしなければならぬと三代の大臣から言つてもらひました。そして公害に準じた取り扱ひをしたい、それには法律をつくらう、法律ができても待つておれぬだらうから何とかしましやうという言明をいただいて、最初お会いいたしたときからいとも何年かたつてゐる。三木長官に会つていたからもう半年以上過ぎる

わけでありまして。

あとで聞きますけれども、法律をつくるために努力してゐる、あるいは基本的には読み上げられたメモの中に、食品公害は公害とは認定をしていない。加害者が明らかになつてゐるから、その加害者に賠償させるあるいは治療費も払はせ、それが原則だ。患者は、政府を代表する大臣が、環境庁長官と厚生大臣とそろつて何とかしてやるから、公害に準じて取り扱ひますからと言われたそれを一〇〇%信頼をします。最初の話があつてからもう何年かたつてゐるのです。重ねてひとつ御答弁を願ひたい。

○三木国務大臣 健康被害に関する特別措置法の適用を受けない、そういうことでこの制度で救済がでないことが残念だと申したわけでありまして、患者の人から見れば、そういう食品を食べたことによつて被害が起きたというのに対して、行政に対していろいろな責任はあるではないかと云われることはよくわかります。ただ私は逃げないで、逃げないのです。この問題は気の毒だと私自身も思つておるのです。食品に関係した被害でありますから、厚生省を中心としてこの問題は対策を考えなければならぬわけでありまして、この問題は患者の方々が会われて、厚生省との間には、やはり厚生省の所管をしてゐる問題ですから、具体的ないろいろな話はすいぶんあつたものだと思ふのです。そういうことで私自身からも厚生大臣とも打ち合わせしてみまして、いろいろ診断の体制などに対しては昨年の秋から診察の基準をつくつたり、治療の方法を作成したりして多少の進展があるやうであります、実際の生活上いろいろ困難な問題を持つてゐる患者もおもひますし、ことに、訴訟をされておるわけですが、それはまだ判決がおりてないわけでありまして、そういう点で、私自身としても、厚生大臣との問題については至急に打ち合わせて、一体厚生省がどういうことを考へて対策を立てようとしておるか、打ち合わせをいたすことにいたします。

○吉田委員 厚生大臣と打ち合わせてということですが、それは正直に言つて、この種問題についてどこよりも、副総理でありして公害問題について期待をし得るのは、三木大臣しかないと云つておる。その三木大臣が何とかしてやりましようとおつしやつたのだから、何とかなると云ふのは、これは当然です。あとは厚生大臣と打ち合わせして、これはこの前のときの予算の分科会でやりましたものを速記録を見てみると、あなたとそれから厚生大臣が、公害に準じて取り扱ひたい、法律ができるまで何とかしてやりたいとおつしやつたあと、質問をしましてだんだんいきますと、結局はそれぞれの局長で善処せい、こういうことになつておる。きょうも局長さんは社務委員会の関係もありまして御出席をいただけませんが、こまかい診断基準とか認定基準とかあるいは生活問題とか、だんだん下に行きますと、いまの生活保護法でいうところのことにしかなりませんという話になつて、小さくなつてしまふ。しまひには、ドジョウをつかまえるやうに、ウナギをつかまえるやうに、ウナギをつかまえてもつかまえても逃げていくやうになつてくるやうになりがちである。私は、個人的にいうと環境衛生局長もよくやつてくだつてゐると思ひます。思ひますけれども、患者は、二人の大臣に会つて、何とかしましやうと言われたのは、すぐに実現すると思ふのは当然じゃないでしょうか。それが何年もたつてゐる。そうすると、やはりもう一べん三木長官に会つて何とかしてくださいといふのは当然だと思ふ。あとで細目は伺ひます。

もう一つ、これは本質的には労災問題だと思ひますが、それも姿勢に関連をしますし、厚生省と、いろいろお話をございしましたが、たいへん恐縮ですが、ぜひ三木長官が厚生大臣に会つて、大綱だけはひとつきめてください。研究費の問題あるいは認定方法の問題、とにかく不信があるのです。その不信を取り除いて、制度としてこしらへてくださるという言明が得られるならば、あとはこの問題に

ついて、治療あるいは生活の問題については公害に準じて取り扱えるという実際の保証が得られるように——具体的には、小さい点はあとで立てたから詰めます。あるいは患者も参りますから、それはこの月の半ばに直接折衝いたしますけれども、基本原則について、何とかしますと言われたのが、両大臣会われて基本的な線が出ぬことには、直接局長さん、課長さんに相談をいたしましてもなかなか前進をいたしませんので、ぜひひとつその点はお願ひしておきます。

それからもう一つは、これは労働省あるいは通産省に関連するのですが、北九州の門司で起こりました小野田化学での弗素公害事件。これは氷晶石といいますが、いわば弗素を含んでおります製品をつくるわけでありまして、アルミを製錬するときには溶融剤に使われる氷晶石というのをつくらせておるのであります。そのほかに銅料もつくっておりまして、銅料の工場の際には問題はありませんでしたが、酸性弗化ソーダを原料にして氷晶石をつくっておる工場、弗素の中毒患者と思われる者が出た。これは門司労災病院の副院長の診断書が出たのです。私も調査に参りましたら、玄関で私も入れぬという拒否的な態度でございまして。基準署の勧告もあつて工場の中には入って見ることができました。新聞にも、氷晶石は弗素の化合物の一種で弗化水素のように危険性の高いものではない云々と書いてありますが、工場をつくるに環境条件を十分にすることを考えたが弗素が出ることを新聞の上でも全く否定をされてゐるわけでもございませぬし、私も参りましたときに、その工場の一部で弗素が出る可能性があることを認められました。ところが実際には工場に言わないで、外にこいうことを言つた、いわば内部告発をしたということについてたいへん立腹をし、そしてこれを問題にし、その被害者、あるいは問題にいたしました組合の役員に対して、たいへんどうかつ的な態度といえますが、ただではおかぬぞといったような御発言もあるやうであります。近代的な工場だと思ひまして、中

に入つてみましたら、玄関のところ、工場の入り口は近代的な工場でしたが、中に入つて私も若干驚いた。全く可能性がないわけではない。焼成工場では、詰まつたときに途中をあけて鉄の棒でつづいてゐるような情景もございました。そこから出るはずはないけれども、弗素が漏れる可能性は、現地に行つてみて私も認めました。また工場長も、現場についていうと、それを否定するわけにはいかなかった。これはさつきから申し上げてゐるところであります。人間の命や健康といふものは、一人の命といふよりも地球よりも重い。そんな危険性が指摘されたら、あるいは危険性があるといふことがわかつたら、だれが言おうと、監督官庁じゃなくても、従業員であつたら、あるいは職員であつたら、あるいは安全管理者であつたらとなつたら、率直に反省をされ、直されるのが近代的な経営者の姿勢だと思ふ。公害があまりにひどくて世論の問題になつてまいりましたから、最近中央の経済の指導者は姿勢を変えることを言明しておられます。私はこれは日本全体としてそういう段階にきていると思ひますが、末端に行つてみますと、こいう驚くべき事態がございまして。これは、通産大臣来ておられませんか。あなたにお尋ねをするしかありませんけれども、こいうことは、こまかいことはとにかくといたしまして、人間を大事にする制度あるいは生産に対する人間の優位性等は、通産省であつたら労働省であつたら、あるいは環境庁でなくても貫かなければならぬと私は思ふのですが、大臣の所見を承り、それから具体的にこいう問題についての指導の方法をひとつ承りたいと思ひます。

○三木国務大臣 申すまでもなく、人間の生命、健康といふものは、企業であつたら何であつたらそれは第一番に尊重する、人命尊重といふことがやはり一切の基本でありますから、企業経営者もそのことを中心に置いて経営をしなければならぬ。人間の生命を犠牲にしてどういふメリットがあるか、そんなメリットはありません。これはも

う一切のものの根源でありますから、言われるとおりだと思ひます。

中央においては経営者もしばしば会合を重ねて、企業の姿勢といふものに対して改めなければいかぬという反省期にあることは御承知のとおりであります。地方の末端にいくと、まださういふ趣旨の徹していないような企業の中にはあるのかもしれないが、しかしさういふ企業はもうやめていけなくなつてくる時代だと私は思ひます。地方の住民の人たちも、いろいろとそれに対する、反発する運動といふものが非常に大きく起こつてゐるわけでありまして、さういふ点で、さういふ考え方は急速に改めなければならぬ時代だと思ひますが、われわれ、企業に対して監督、指導しておる立場から、さういふ趣旨ののつとめて、環境庁でいうならば環境の基準であるとか排出の基準、こいういふようなものを強化して、さういふ形で、それぞれの役所はその分野において人命尊重といふことを頭に置いた施策を強化することによつて、企業側の意識ばかりでなく、実際の企業の運営自体も、人命尊重といふことが中心でなければ運営がでないような仕組みに持つていくことが必要である。通産省でも、いろいろな化学工業なんかもクロードシステムにこれから変えていくといふことも、やはり人命尊重という立場から有害物を外に出さないようにしようといふことがあつたわけでありまして、今後はわれわれもそれぞれの分野で、人命尊重といふことを頭に置きながら行政指導を強化してまいりたいと思ひます。

○古田委員 それでは、あとは具体的に聞いてまいりますから、大臣どうぞ……

時間がございませぬからなるべく要領よく御回答いただきたいと思ひます。私に与えられました時間は四時二十二分までといふことでありますから、あと二つについてお尋ねをいたしますからお願いいたします。

厚生省の、先般来の患者を含めまして陳情をいたしました問題は御承知のところでありま

が、まず、研究費の問題についてはどういふことになりましたか、承りたい。

○三浦説明員 研究費の問題につきましては、昨年度が四千六百万円とございました。これはカネミ油脂の分が九百五十万、それからPCBの研究がこれには必ず関連してまいりますので、その研究費分として三千七百万円入つておりますが、合わせて四千六百万円といふこととでございます。今年度分につきましては、この六月に油症治療研究班の研究結果の報告がございました。これに基づきまして今年度の研究内容等について要望がございまして、いまその要望につきまして中で検討しておるわけでございますが、カネミ油脂分を昨年度よりも増額することとして、いま検討しておるところでございます。

○古田委員 総額四千六百万といふことですが、そのほかにPCB一般の研究費が三千七百万でございますか。

○三浦説明員 PCBの研究とカネミ油脂関係の研究とこれも表裏一体のものでございまして、合わせた額が四千六百万といふこととでございます。この内訳をいたしまして、三千七百万のPCBの研究と、それから九百五十万の……(古田委員「九百五十万」と呼ぶ)失礼いたしました。九百五十万円でございまして。

○古田委員 九百五十万といふお話でしたからびつくりしたのですが、精細に検討しますと九百五十万、九百五十万の研究費しかないような実情だから、加害者であるカネミから二千万もの——これは献金か何か知れませんが、加害者から二千万ももらつていて、ほんとうに患者のための研究ができると思われませんか。九百五十万は増額するといふこととさうであります。この三千七百万の一般的なPCBの研究も九百五十万にやられるわけではないでしよう。分けられるところでありまして、私が指摘をした原因の除去、そして十分な研究費がこゝしと与えられるとは考えられませんが、これだけ質問していると時間がなくなりますから、これは要望いたしておきます。

そういうことでは、カネミの対策、研究対策費というだけでは十分でないことは、いま九百五十万が九千五百万と間違えたことに笑いの声が出ましたように、問題になりません。

それから、この診断基準といいますが、認定方法について改定を加える。環境衛生局長のことはよく分りますと、詳しい、民間の造詣の深い先生方の意見も聞いて云々という話でありましたが、幾らかふえたことは事実です。しかし、ある家族について見ますと、奥さんが一番最初に認定をされた、去年からの努力で御主人も認定された、しかし二人の子供はまだ残っておる。これは具体的に知っている家庭の問題です。ですから、疑わしいものは全部拾い上げられて、患者と認定をされた、それについての対策が講ぜられるところまではまだいってないように思われます。これらの点についてはどういうふうにされておられるわけですか。

○三浦説明員 昨年の秋に診断基準を改正いたしました。昨年の八月の段階でございすが、患者さんが千九十七名おりました。それが診断基準の改定によりまして九十六名ふえたわけでございます。

この診断基準を改定するにつきましては、油症研究班の先生方の御意見を聞いたわけでございますけれども、この先生方は現地で患者さんを見る際にすでに地元の先生方の意見も十分に聞いておるわけでございます。もちろんそれらの先生方の意見も入った意見というふうに私も考えておるわけでございます。

なお、認定方法の問題ですが、各県によってかなり差がございます。福岡県では九州大学の医学部が中心となっておりますし、山口県では山口大学の医学部が中心となっております。それから長崎県につきましては、大学の先生方が五島のほうまでなかなかいきません。したがって地元の先生方に見ていただいておりますという実情もございします。認定方法というものはできれば統一したほうがいいというふうに私も考えております。

ども、地元の医師会また大学の医学部等のいろいろな御意見がございしますので、今後なるべく統一するような方向に持っていきたいと思っております。

○吉田委員 千九百九十名が二千八百八十名にでもなったというのなら診断基準の改定と認定方法の改善によって成果があつたと申せませんが、局長のこの前の言明にかかわらず九十六名しかふえなかつたというお話を聞くと、なるほどと思ひます。この点もさらに再検討を願ひ、厚生省と環境庁——いま長官に、何とかしますというこゝろに、関連してお願ひをしておいたところでありすが、環境庁も関係者がおられるようでありすが、あとで検討を願ひの際の問題としてお聞き取りを願ひたいと思ひます。

それから治療方法ですが、私は予算委員会の分科会でやりましたときに特殊病院にも触れたのですが、水俣病については特殊病院の計画がございします。いまの湯ノ見にいたしましてもあるいは市立病院にいたしまして、特に湯ノ見のほうは相当専門的に研究しておられると思ひますけれども、それでもなお、あの水俣病の深刻さにかんがみて治療方法にももっと金をかけ、特殊病院をつくって研究されるべきだと思ひます。

それからさっきのお話によりまして、費用が九百五十万というのがふえるそうですけれども、九百五十万がどれだけの治療方法があるかは四十六万がどれだけの治療方法があるかは発見されるところは考えられませんが、これらの点についてもひとつ思ひ切った対策が講ぜられまうに環境庁、厚生省の打ち合わせにまかせます。

それからもう一つ、法律をつくって公害に準じて取り扱ふというお話がございしましたが、その法律制定の経緯を承りたいと思ひます。審議会といひますか法律を考へていただいている委員さんの委嘱はいたしたけれども、まだ法律の要綱もできておらぬようでありすが、普通諮問をされる場合には一応責任官庁の意見をもつて諮問されるようでありすが、いままでのところ白紙で諮問

しておられるかどうか知りませんが、このういことでは法律を制定して公害に準じて数り、法律の制定まで待つわけにもいかぬからそれに準じて取り扱ふといわれても、法律の要綱さえできておらぬようでは、それに準じて取り扱ふことがことしじゅうにできると思われません。どうういようにしていただけるか承りたい。

○三浦説明員 先ほど米先生が環境庁長官にお話しておりました公害健康被害補償法でこれが見られないかという問題は、これはまあ前からあつたわけでございますが、この健康被害の補償法は大気汚染あるいは水質汚濁の影響による健康被害といふこととございまして、食品事故による場合はこの中に含まれておらぬわけでございます。したがって厚生省ではいま学識経験者を集めまして、五月の十九日以来すでに四回にわたつてこの研究会を開催しております。できれば秋までに成案を得たい、それで次期国会に御検討をお願いしたい、こういう方向でいま急いでその制度の検討をしておる段階でございます。

○吉田委員 まあ、厚生省は責任者がおられませんが、健康被害補償法の適用ができるかできないかというのは、これは内輪の話であります。先ほど申し上げましたように、両大臣から、何とかします、何とかしたい、そして、公害に準じて取り扱ひたい、法律の制定はこの次の通常国会までに間に合わせたいが、それは待つておられぬから云々というお話があつたのであります。患者は大臣の言明を信じて、秋に成案が得られるまでも何とかしてくださるだろう、こういうふうに感じておりましたが、秋になつてどうして待てばいいのかという問題が起るわけでありすが、これも環境庁長官と厚生大臣の間で相談をされる際に、法律の中身、どうういことと救済しようかといふ基本的な点、それからもしそれかたまたまないと、公害に準じて救済をしたいと考へられても救済の方法がないでしゅう。ですからそれを両大臣の間で詰めてもらううにひとつお骨折願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、生活補償の問題であります。これは大臣がおられるときに詰めませんでしたが、この前には、労災の場合には休業補償という制度がある、仕事もできなくなつた、結婚もできなくなつた、その残された方法は生活補償しかないようでありすが、ところがみんな生活補償を受けるつもりはない。そこで、それこそおかゆをすすつてもあるいはカンパにたよつても何とか生きていくが云々といふことで、最後には生活保護の中での融資の問題を取り上げられました。しかしそれも最終的にはだんだん消えていくような実態でございしましたが、これの実施の状況を承りたい。

○三浦説明員 救済の制度化につきましては、先ほど申し上げましたように検討しておるわけでございますが、それまでの間における救済の措置につきましては、この三月二日に先生の御紹介で厚生省の社会局長に会われました、社会局長から回答があつたわけでございますが、とにかく世帯更生資金の活用を何とかしてはかつてまいりたいといふこととございします。この中で、限度額の引き上げ、償還年限の延長、それから資金を借りやすいように県に対しては十分に指導いたしますといふことをすでに患者さん方にも回答してございすが、これにつきましては、社会局長のほうで県に対して指導をされておるといふふうに伺つております。

○吉田委員 それでは社会局長のほうから実績を御報告いただきたい。

○三浦説明員 社会局長のほうから見えておられますので、私から御報告させていただきます。世帯更生資金、この四月現在でございすが、福岡県では七十七世帯、千三十五万円でございすが、それから長崎県では六十一世帯に対して七百十九万四千、合わせて百三十八世帯で千七百五十四万円でございします。

○吉田委員 わらをもつかむ気持ちといふのはこのことだと思ひますが、更生資金の貸し付けにつきましても、いま百三十八件ですか、実績を承

りましたが、総じて大臣のその後の何とかしたいという言明が前進があまり見られないものですが、月の半ばには上京してくるということでございますから、その際に譲りたいと思います。あと時間が十二、三分しかございませんから、門司の弗素問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

通産省と労働省から来ていただいておりますが、労働省からは改善勧告と申しますか出ておりますから御存じだと思いますが、労働省のほうから一応いままですけれども、報告と、それからとられた措置について伺いたい。

○倉橋説明員 小野田化学工業門司工場におきまして氷晶石を取り扱っている直用の労働者並びに下請の労働者の各一名の方々が異常を訴えまして、門司労災病院で診断を受けられたところ、急性ないし慢性の弗素中毒症にかかっているという診断がなされておりました。現在入院いたしました。精密な検査を実施しているわけでございます。こういうことから、労働基準機関といたしましては、四月の二十一日に当該工場に對しまして氷晶石の袋詰め場所等いろいろ氷晶石関係の粉じんが立ちます発散源に對しまして、必要な局所排気装置を設置する。またオートフィルタープレス、これは途中の氷晶石の生産過程におきます装置でございますが、その場所につきまして弗化物の発散が見られるわけでございますが、そこに排ガス処理装置を設ける等いろいろ項目にわたりました改善をするよう事業所に指示をしたところでございます。その後福岡の基準局におきましても立ち入り調査いたしました。関係労働者、直用の方々、下請の方々、そういう方々に検査を実施するよういろいろな指示をしているところでございます。

○古田委員 大体のことは御存じのようでありますが、患者が出てくることは間違いないですね、病院に入っている。ところが会社側のいわば内部告発をしたことについてのいわば憤慨とか、あるいは敵視政策としか思えぬといったような態度でございますが、ただではおかぬぞと

いったような、公の文書には出ておりませんけれども、公の文書の中にも若干のそういう意味が読み取れる、この被害者あるいはこれらの人々に對してはいわれておりますが、患者の取り扱いはどうなっているか。

○倉橋説明員 これは診断を受けられました二名の方々ににつきましては、現在労災病院に入院中でございます。ここで精密な検査を受けているわけでございますが、これらの方々に對しましては賃金の面につきましては、直用の労働者につきましては会社の方から一〇〇%の賃金補てんをして下請の方々ににつきましては当該下請の企業の方から六〇%の賃金を現在支給しているというふうな聞いております。

○古田委員 弗素の中毒だという診断書もございします。あるいは弗素なり氷晶石なり弗素化合物の弊害があると思われたからだろうと思いが、改善勧告も出ておる。そうしますと、工場の中で症状が出たこと、あるいは山佐作業員については、鼻血が出たあるいは吐きけがあった、歯が悪くなった。それから従業員につきましては、あるいは両者についても吐きけがある、全身がだるい、あるいは背骨が痛い。検査したところが、少なくとも検査したときには〇・五PPMの弗素が検出された。そして入院をさせているということ、これは疑いもなく労働災害だと思われ、労働者取り扱いはなされているのですかね。

○山口説明員 ただいま御説明ありましたとおり、従業員一名と下請従業員一名から補償請求がなされたわけでございます。補償請求は先月十四日に出しておりますが、これは門司労災病院における診療費の請求でございます。これにつきましてただいま説明がありまして、診断書には急性弗素中毒症の病名で精査を要するといふ診断書をいただいております。病院においてはなお精査が続けられておりますし、一方ただいま説明があったとおり環境の測定を指示しておりますし、なお従業員と下請従業員含めて百六十四名につき

まして健康診断を実施しております。この結果環境と健康診断結果、なお門司労災における精査結果を待ちまして、結果が出次第取り急いで業務障害の認定を行ないたい、こう考えております。ただいま申し上げました健康診断は先月の二十九日に百六十四名について終わっておりますので、間もなくその結果が提出されるものと思っております。提供あり次第さつそく認定を行ないたい、このように考えております。

○古田委員 百六十四名については診断をして認定をするということになります。そのうちから何人出るかわかりません。しかし四月の末に弗素中毒の疑いがある、あるいは検査すると〇・五PPMあったというならば、いまいち何月ですか、五、六、そして三カ月目、その間取扱いを放置して、それが労災なのか労災でないのか、林業補償や何かの問題ではありません。入院している患者の取り扱いがきまらぬということは、監督官庁もおかしいではないですか。そう思われませんか。それは直用の人が賃金を一〇〇%払ってもらっている。しかし下請の人はその会社から六〇%しかもらってないという話でありますけれども、それにも影響いたしますけれども、それをどう結果としてなるかは別問題として、工場で起こりました病氣、しかもその原因が工場の中にあつたということ、病氣の原因が工場の中にあつたというならば、それは労災ではありませんか。業務上の疾病じゃありませんか。兼崎という副院長が書いた診断書に基づいてなぜ労災取り扱いができぬのですか。

○山口説明員 先生御指摘のとおり、診断書には病名として急性弗素中毒症、上記診断にて精査を要するといふふうに書かれておると思っております。病院におきまして最初に問題とされたのは、尿中の弗素量が〇・五PPM検出されたということから始まるわけでございますが、その後二日ほどしての検出数値が極端に落ちているという点もございします。

なお、尿中の弗素量は食物や飲料水中の弗素含

有量というような影響も受けますので、排出が必ずしも一定していないといわれておるわけでございます。たとえば福島医大の調査結果では、正常値は男子について〇・四三ブライマイ〇・二五PPM、女子については〇・五二ブライマイ〇・四二PPM、こう発表されております。またバイオケミカル・ハンドブックその他によつても正常値は若干異なっております。この点がございします。

○古田委員 通産省のほうには、質問をしながら先ほど大臣に申し上げたような御注意を申し上げようと思つておりましたが、労働基準監督署あるいは労働省というものは労働者を守る立場でできておる官署じゃないでしょうか。そして改善勧告——改善命令ではございません。改善勧告をされるに對しては、施設について不十分なところがある、あるいは危険なところがあるからということ、勧告を出しておつたんじゃないですか。それならば勧告をするほどの施設の不備があつた、したがってその結果中毒症と思われるものがある。いま診断書のことを言われましたけれども、診断書を手元に持つておられますが、兼崎副院長の診断書は、一、急性弗素中毒症、二、慢性弗素中毒症の疑い、それから肝障害。これは四月の二十八日ですけれども、入院しておりますのは三月の十三日からですよ。三月の十三日から入院をしておつて手当てはしている。金は会社が払っているかもしれない。あるいは賃金もその従業員については一〇〇%払われているという話でございますが、なぜ

会社が負担をして診療をさせなければならぬのです。工場の中の実態も見て欠陥があると思われたからその報告がなされている。そしてそこから起つてきた中毒症について——ほかのことは言いません。百六十四名なら百六十四名の検診の結果、どういふうちに診断がされるか、あるいはそれに対してどういふ取り扱いをするかはその診断が出てからでもかまいません。三月十四日から入院をしている者について四月の二十八日には診断が出た。今日に至るまで労災取り扱いをするかどうか——これが職業病として認定するかどうかは別問題です。その村上文書という人については、中毒症の原因が工場の中にあつたと考えられるならば、ちやうちよすることなく労働者の取り扱いをするのが当然じゃないですか。労働者の負担をさせるのが私は監督官署としての当然の責務だと思ひますが、どうですか。

○山口説明員 先生御指摘のとおり弗素中毒の疑いがあり、かつ、環境結果も近々わかるということとでございまして、上外の認定は認定の出次第、早急に行なえると思ひます。

ただ、三月から診療を受けていることも事実でございまして、診療期間中は門司労災の診療を受けているわけですが、会社の負担ではございせん。上外決定までは支払いが保留されているという関係でございまして、いずれにせよ若干期間が経過しておりますので、できるだけ早く認定を行なえるように現地を指導したい、こう思っております。

○吉田委員 大体認められましたから、あとは手続がされると思ひます。

ただあとの基準の問題については、ここに会社側が出しました「連絡ニュース」というものがございまして、その中に、先ほど言いましたような内部告発に対する前時代的な非難と、そしてそういう会社に断わりなしに、連絡なしに外に出したようなことについては、もし白になったらただではおかぬぞ、そういう意向が書いてございまして、そしてその中に秋田大学やあるいは日本内科全書

ですか、一般の水道の中にも弗素が〇・〇一％くらいはある云々といったような資料がございまして、残念なことに、いま答弁をされましたのは会社側を弁護するような、あるいは会社側の資料を認定して、労働者の不安にこたえるような態度がないことは残念だと申し上げておきます。

それからもう一つ環境庁にお願ひをしたいところでありますが、小野田化学に弗素中毒患者が出たのじゃないかという新聞記事と、もう一つ別に、これは何カ月か前でありまして、その小野田化学から硫酸が流れ出て、スクリーナーがぼろぼろになった。あるいはいけすの魚が死ぬといったような被害が出ておると報ぜられております。これは昭和四十六年六月三日の読売新聞です。

環境庁と通産省にお尋ねをいたしますが、これはやはり先ほど申し上げました経営者の基本的な態度にあつたと思うのであります。こういう点については通産省あるいは環境庁等はいろいろぐあいにも指導をなさっておるのか。労災が発生をしたといつても、労働省は小野田化学の労災問題について、担当しております市や県の態度にも関連をいたしますけれども、国にも関連をいたしますが、これだけ弗素中毒が出たではないか、内部の弗素中毒をあくまで隠そうとする姿勢は、弗素中毒が外部に及んだ危険性があつたとしても、私は責任をとるような態度はとらないと思ひます。

あるいは労働省から、基準監督署から報告があつたけれども、私は一番危険があると思ひましたのは、原料を焼いている間に弗素が出てくるのではないかと詰まるところを金棒で突つてくるところについての改善報告はまだ出ていないのであります。そういう態度が前面にあつたら、これは従業員についても同じであります。周辺についての公害の危険は押えることはできない、こう考えるのであります。

これらの点について、環境庁それから生産指導をしておられます通産省の所見について承りたいと思ひます。

○岡安政府委員 いま先生のお話の、硫酸が工場外に出たのではあるまいかというケースにつきまして私も詳細は承知いたしております。本来硫酸のごときものは工場外へ出るべき筋合いのものではない。これは特に毒劇法によりまして取り締まり対象になるべきものでございまして、慎重に取り扱うべきものであるといふふうに考えております。むしろ環境保全という以前の問題ではなからうかといふふうに考えております。

○山形(機)政府委員 小野田化学の従業員に弗素中毒の疑いがある患者が発生しているということをお聞きしました。私も工場周辺のほうにもそういうような大気汚染があるのではないかと一応心配しております。御承知のように大気汚染防止法にございましては、有害物質として弗素を取り扱っております。これにおきましては、小野田化学におきまして規模では排出基準をきめておられて、一立方メートルの排出が二十ミリグラムときめておられます。市のほうでもさつと立ち入りをいたしました。一応この基準内ではあるという報告を私にいただきましたが、目下従業員に対していろいろ健康調査も行なつておられますので、それらの状況を見て環境調査をさらに実施するように指導するつもりでございまして。

また、この弗素問題は各県によっていろいろ事情が違ひまして、私どものきめております排出基準をさらに自治体で上乗せをしておるところもございまして、市の対策決定を待ちまして、必要があれば上の基準を設定するような指導をしていきたいと思います。

○吉田委員 硫酸が流れ出るときは公害以前というふうなお話がございましたが、これは三十六年の話であります。海上保安部が排水口付近を中心とする四月二十二日、五月二十四日、同月三十一日の三回にわたつて計五カ所の海水を採取、PH(水素イオン濃度)を測定したところ、「排水口

の真下で二・三、排水口から五メートル離れた深さ三十センチまでが三・四、同じく深さ一メートルのところでも六・八。また先月二十四日に測つたときもこれはいま六月です。それから五月二十四日、「測つたときも排水口の真下で五・三、三十一日は三・三だった。」と書いてございまして、ところをもつてしても、これは公害以前かどうか知りませんけれども、船だまりでスクリーナーがぼろぼろになるあるいはいけすの魚が死ぬというのはいくぶん最近で言いますと、水俣病の影響で奇形の魚が出た。あるいは魚の売り上げが減つたり、これが公害だと私は考えるのであります。スクリーナーがぼろぼろになったりあるいはいけすの魚が死んだりすることは公害でないかと考えられますか。

○岡安政府委員 私がそう申し上げたわけではございせん。というのは、先生が四十六年に硫酸が外に出たとおっしゃつたものでございまして、硫酸につきましてはこれは毒劇法によって厳重な取り扱いをするべきものであつて、それが工場外にみだりに出るといふようなことは公害以前の問題だといふことを申し上げたわけでございます。もし公害の観点からすれば、先生おっしゃつたとおりPHにつきましては、海以外においては五・八以上、八・六以下、海域につきましては五・六以上、九・〇以下にしなければならぬわけでございますので、これはもちろんそういうような規制ははかつておりますが、硫酸が出るといふようなことは、私どももいたしましては、工場の管理が何かおかしいのではあるまいかといふふうに考えておるといふことで申し上げたわけでございます。

○吉田委員 新聞に「強い硫酸流す」と書いてありましたから、読み上げることをいたしました。実は時間がもう超過しておるものだから急いで質問をしたところが、質問の不十分さを逆襲されたわけでありまして、問題はこういう工場があることをほうりておいていいかということを探ねておるわけでありまして、それから弗素の問題につきましては、外での影響はまだ具体的に私どもも

つかんでおりません。しかしそれが摘発をしようとするいはだれが発見をしようとする、健康被害についてあるいは人間についての被害については、緊急避難じゃありませんけれども、だれがとめても私は差しつかえないものだと思ふ。環境庁で公害がなくするために御努力を願うべきはすのところで、具体的な指摘がなかったからということで逆襲をされるのは、いささか小役人的な根性だと思わざるを得ませんが、願わくば環境庁がいよいよこれから公害が広がらぬようにせつかく御努力を願いたいと思います。

指摘をいたしました小野田化学工業の門司工場については、先ほど来申し上げましたように工場内における弗素中毒の疑いのある患者が出ております。周辺については、これは弗素ではありませんで水素イオンでございますけれども、被害があったというのを報じておることもございいますから、この企業についての工場内の労災あるいは工場外の公害を問わず、この姿勢については正すように、それぞれの官庁で御指導を願いたいというのを要望したいわけでありませう。

これは工場でございますから、通産省来ておられましたら御所見をひとつ最後に承つて質問を終わりたいと思います。

○大津説明員 お答えいたします。

先ほど来先生からいろいろ御指摘のように、公害防止につきましては、今後ともわれわれといたしまして強力に指導してまいりたいという考えでございます。

○古田委員 どういうふうに指導するのですか。

○大津説明員 今回の社会党の先生方の工場視察に対しまして、会社側のほうで最初の段階において強い難色を示されたことがあったことにつきましては、はなはだ遺憾に存しております。今後このようなことがないように業界を指導してまいりたいと思います。

なお、このたびの設備の内容につきましては、詳細に会社から事情を聞きまして、改善すべきところは労働省の指導のもとにすでに大部分の改善

が終わつてあと一項目を残すのみとなつたように聞いております。今後ともこの設備の具体的改善の指導とさらにその成果のあがつたことを確認してまいりたいというふうに考えております。

○古田委員 社会党の調査が入ろうとしたらそれを拒否したとか云々ということをして言つておるのではありません。工場の中で従業員についてあるいは下請の働く人について弗素の患者らしい人が出た。それをだれが言おうとだれが問題にしようとする、これは問題ではないじゃないか。それが問題になるようではやはり経営者の姿勢に人命尊重なりあるいは人の健康を生産の能率以上に重視する見解が足らぬのではないか、こりいう意味で最初に環境庁長官に問うたわけですが、通産大臣がおられぬから、そこで問題は、そういう公害なりあるいは健康をそこなうような生産の過程があるならば、いま欠点は認められましたけれども、それは直接の監督官庁は法上からいへば労働省かもしれません、あるいは基準監督署かもしれません。しかし指導をしておる通産省としてはそういうことがないように今後人命を尊重する経営をさせていくように指導していきたいというのが答弁でなければならぬと思ふのですが、そういう姿勢に問題がある。時に工場に行かれるかもしれませんが、現場に行つて工場の欠陥を指摘をして直させるようなことはいままでなかったやうです。そこが問題なんです、これは通産局の姿勢になりますけれども、所管の生産工場についての指導にあたつても十分留意をしてもらいたいということをお願いしておるわけでありませうから、その点をひとつちゃんとお伝えを願いたい、姿勢の変更を求める次第です。ありがとうございます。

○佐野委員長 次回は、来たる十日火曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会